令和８年度 デジタル庁情報システム調達改革検討会
第２回　事務局提出資料

2026/10/21

戦略・組織グループ　調達支援・改革担当

デジタル庁
Digital Agency

1. 前回の有識者検討会の振り返り
2. 過年度施策について
   - 2.1 【討議①】機動的・柔軟な調達手続の改善
   - 2.2 【討議②】システム調達における発注者側の能力向上
   - 2.3 【討議③】中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大
   - 2.4 【討議④】ベンダーロックインの排除
   - 2.5 【討議⑤】内部統制等による透明性の確保
3. 重点論点候補（改革仮説）の再整理
4. 今後のスケジュール

有識者検討会（第2回）では、第1回検討会を踏まえ新たに追加した情報等をもとに、改めて過年度施策及び今後の取組の方向性等についてご意見をいただきます。

有識者検討会（第2回）の目的

- 第1回検討会でのご指摘を踏まえて新たに追加した情報等も考慮し、令和6年度・7年度の最終的な評価及び今後の取組の方向性・新たな評価の視点について、ご意見を頂くこと
- 重点論点候補（改革仮説）の再整理結果に対するご意見をいただくこと

１．前回の有識者検討会の振り返り

有識者検討会（第1回）では、令和6年度・令和7年度施策の妥当性評価と、新たな施策の検討に向けた論点出しを行い、評価結果の判断に必要な追加点や残課題に対する解決策に向けたご助言及び新たな施策の不足論点についてのご助言をいただきました。

		実施時期	テーマ案
前回	第1回	10月2日（金）17：00～18：30	過年度取組の妥当性評価①＋新たな施策の検討に向けた論点出し
	第2回	10月21日（水）11：30～13：00	過年度取組の評価② ＋新たな施策の検討の再整理
	第3回	11月18日（水）12：30～14：00	過年度取組の評価（総括）＋ 新たな施策の検討への移行
	第4回	12月15日（火）13：00～14：30	新たな施策の方向性①
	第5回	1月18日（水）12：30～14：00	新たな施策の方向性②
	第6回	2月10日（月）10：00～11：30	新たな施策の方向性③
	第7回	3月3日（月）15：00～16：30	施策の優先順位付け＋中間報告書案の確認

有識者検討会（第1回）のサマリーは以下の通りです。

有識者検討会（第1回）のサマリー	
	• 取組自体は概ね適切と評価された一方、調達や行政サービスの改善につながったかという政策目的視点での効果検証の必要性が指摘された。 • 5つの重点論点候補自体に概ね違和感はないとされた一方、各重点論点候補は独立したものではなく関わり合うものであるため、検討会におけるアジェンダの設定は考慮する必要があるとの指摘がされた。

2．過年度施策について

本検討会の議論ポイント

- 第1回検討会でのご指摘を受けて実施した情報の整理や追加収集を踏まえ、評価や今後の取組の方向性についてご意見をいただきたい。
  特にコメントいただきたい点
  - 過年度施策の最終評価
  - 今後の取組の方向性
  - 新たな評価の視点
- 第1回検討会でのご指摘を受けて重点論点候補（改革仮説）の見直しを行ったため、論点の過不足及び今後の方向性についてコメントいただきたい。

過年度施策の評価全体に対する前回の検討会での委員コメントと事務局対応方針（案）

#	委員コメント	対応方針（案）
1	施策の方向性に対する取組に対しての評価は一定程度なされているが、実際に調達が改善しているのかという政策目的視点での効果検証、評価及びPDCAサイクルが必要である。 そのためには、調達制度のアウトプットと政策全体のアウトカムを接続する仕組みが必要である。	取組に対する評価指標及びその確認は実施していたが、今後は政策目的に立ち返った評価指標を設定することを追加の課題として認識した。 2段階の評価を行う設計とする方針を今年度打ち出し、来年度以降に検討したい（次ページ以降参照）。
2	デジタル庁内での取組の進捗と政府全体への展開状況は、難易度及び効果の段階が異なるため、区別して確認する必要がある。	デジタル庁内での進捗については一定のデータ収集・効果検証が行われた一方で、今後は政府全体への展開及びその状況の確認を各取組において実施することを追加の課題として認識した。

「施策の方向性の進捗が政策目標にどのような成果を上げているかを評価すべき」とのご指摘を踏まえ、中間アウトカム①までは施策の方向性ごとの指標で、以降は施策の方向性共通の物差しで確かめます

評価の段階		成果を判断する物差し（何で確かめるか）	主たる責任主体
施策	① 手続改善　② 発注者能力 ③ 参入拡大　④ ロックイン排除	*（施策そのもの）*	*（施策そのもの）*
アウトプット	制度・手引・ひな形、研修・相談、DMP等の基盤を作ったか	A. 施策ごとの指標（施策によって中身が違うため、施策別に確かめる） ① 手続改善：電子契約割合、DMPによる調達実績 ② 発注者能力向上：相談件数、ひな形・知識の再利用率 ③ 参入拡大：DSU落札割合、中小等の契約割合、実際の応札 ④ ロックイン排除：一者応札率、出口条件の実装率	デジタル庁 戦略・組織グループ 調達支援・改革担当 制度・手続・支援で結果が変わる ↓ 今後の評価の中心
中間アウトカム① 利用・行動・調達実務	作った制度等が使われ、行動と調達実務（選択肢・速さ・履行）が変わったか		
		▼ ここで物差しを切り替える	▼調達支援・改革担当の責任の境界
中間アウトカム② 継続できる状態	変化に合わせて改善し、止まらず、特定の事業者に縛られずに、サービスを提供し続けられる状態になったか	B.価値を保つ能力 ― 価値を損なう3つの脅威に対応する能力で確かめる 脅威：変化する（制度・技術）→ 改善能力（事務局追加）：変化に合わせ、改善を早く反映できるか 脅威：止まる（障害・災害）→ 障害時の復旧：必要な業務を目標時間内に再開できるか 脅威：依存する（特定の事業者）→ 切替可能性：業務を止めずに他の事業者へ移れるか	システム所管部門による運用・改善状況の把握 ＋ デジタル庁戦略・組織グループ 調達支援・改革担当 による調達方式の寄与の効果検証 ↓ データを共有の上・評価
最終アウトカム サービスの価値	行政サービスの価値を、合理的な費用で持続的に実現できたか	C.費用対効果（2軸）：総費用（ライフサイクル全体の費用）× 品質・業務成果（利用者・業務の改善）	様々な要因が絡む ↓ 政策・システム所管部門が各担当部署に方向性を示す

⑤内部統制・透明性（全段階を横断）

定性データだけでなく、定量データの蓄積・分析・活用

判定の考え方：総費用の指標が改善しても、それだけでは成功としない（全体のバランスで評価する）。各軸は合算せず、総費用と品質・業務成果は必ず組み合わせて判断する。費用が下がってもBの3軸に重大な問題があれば「成果あり」としない。

※成果を判断する物差しの「障害時の復旧」「切替可能性」「総費用」「品質・業務成果」は委員ご提案の共通4軸。「改善能力」は、改革の中心である継続的改善を確かめるため事務局が追加した軸（事務局案）
※アウトプットとアウトカムの違いについて、アウトプットは実施した結果・実績で、アウトカムはそれによって対象・組織・社会に生じる価値を意味しています。中間アウトカムとは、行政サービスの価値向上に向けて、調達・運営の仕組みや行動が変化し、それが継続的に機能できる環境が整備できた状態と定義付けています。

前回の検討会での議論内容のサマリー

施策の方向性	R6 取組状況	R7 取組状況	前回の検討会での議論内容
① 機動的・柔軟な調達手続の改善	概ね順調	順調	✓ 手法の導入状況だけでなく、競争性、迅速性、品質等の調達改善への効果を検証する必要がある。
② システム調達における発注者側の能力向上	概ね順調	概ね順調	✓ 知識の蓄積だけでなく、実務での活用と、人事異動後も含めた組織的な継承を確確認する必要がある。 ✓ 知識提供や業務支援を行う取組だけでなく、実務上の判断能力を直接形成する取組も必要である。
③ 中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大	順調	順調	✓ 参入数ではなく、価格、品質、技術選択肢等の調達価値が向上したかを確認する必要がある。 ✓ 中小・スタートアップ企業の応募が横ばいである理由の究明と、必要な外縁制度の整備を検討すべきである。
④ ベンダーロックインの排除	概ね順調	順調	✓ ロックインを一者応札ではなく、別事業者への切替可能性を含むポータビリティの問題として捉える必要がある。 ✓ 出口要件の設定は一律ではなく案件特性によって変えていくことが好ましい。また、発注者能力向上と共同で考えなければならない。 ✓ チェックリストだけでなく、事業者との対話から実態を把握するなどの検証方法も必要である。
⑤ 内部統制等による透明性の確保	道半ば	―	✓ AI・アジャイル等の柔軟な調達では、各段階の判断根拠と経緯を記録・確認する必要がある。

主要な論点の討議①

機動的・柔軟な調達手続の改善

①「機動的・柔軟な調達手続の改善」に関する前回の検討会での委員コメントと事務局対応方針（案）

#	委員コメント	対応方針（案）
1	不確実性の高い案件にアジャイル開発を採用したことで、調達において具体的にどのような改善が生じたか等、制度及び環境を整備したことによる実際の効果を確認する必要がある。	制度の普及や環境整備の進捗等についてはモニタリングを行っていたが、今後はそれによって調達が改善したかについても計測していくことを追加の課題として認識した。アジャイル開発に関して現時点で導入は実施されていないが、今後の導入時には効果を検証する適切な指標を設定することも含めた検討を進めたい。

① 機動的・柔軟な調達手続の改善

凡例：成果　課題　今後の方針　第1回検討会を踏まえた更新

令和6年度の取組

● 英国等諸外国におけるDMPの活用状況と制度の調査

主な取組内容 ※Appendix P58

英国等のDMP制度・運用実態の調査結果

- 直接発注による調達迅速化
- 様々な機能
- 運営の基盤づくり
- 利用促進

→日本版DMPの発展に資する情報を収集

成果・課題・今後の方針

- 海外制度の知見獲得
- 日本版DMPの課題整理
- 日本版DMPの目指すべき姿が未整理
- 必要機能・体制・仕組み等の具体化

自己評価

概ね順調

● 先進諸国のアジャイル開発の取組調査と有識者ヒアリング

主な取組内容※Appendix P59

結論

アジャイル開発の採用は一定有用

↕

効果的に適用できる調達は限定的

→案件特性に応じた適応判断が重要

アジャイル開発成功要因

- ユーザー理解
- 小さな成功体験
- 予算確保
- 調達プロセス
- リーダーシップ
- One Team

成果・課題・今後の方針

- 有効性を整理
- 留意点の知見獲得
- 採用のための留意点を策定

自己評価

概ね順調

● 先進諸国のオープンソース化、OSS利活用に係る調査と有識者ヒアリング

主な取組内容※Appendix P60

事例調査・ヒアリング結果

期待効果	課題・リスク	解決策
• 品質向上 • 効率化 • 相互運用性 • ベンダーロックイン排除 • コスト削減 等	• 文化未醸成 • 人手不足 • セキュリティ • ライセンス • 運用負荷 等	• ポリシー醸成 • 教育 • 運用ルール整備 • SBOM • ライセンス管理 等

成果・課題・今後の方針

- 海外事例の把握
- 期待・課題知見獲得
- 課題の再整理
- 全体の方向性決め

自己評価

概ね順調

● 政府調達手続に関する運用指針の改正

対象：府省全体

主な取組内容※Appendix P61

DMP導入
運用指針の見直し

- 意見招請 対象外
- 入札評価 最低価格方式可
- 公告期間 50日→25日
- 官報公告 随意契約に係るものは省略可

調達全般
調達事務の
効率化

- 意見招請 任意化

成果・課題・今後の方針

- 迅速な調達を実現する基盤整備
- 調達手続の迅速化・事務負担軽減への効果及び競争性・品質等への影響の検証未済
- 課題整理・改善検討

自己評価

順調

① 機動的・柔軟な調達手続の改善

凡例：成果　課題　今後の方針　第1回検討会を踏まえた更新

令和7年度の取組

● アジャイル開発の利用環境整備

主な取組内容※Appendix P62

アジャイル開発に関する有識者検討会

方向性

制度	組織	人材
• 標準化 • 契約ひな形策定 • 開発環境整備	• ナレッジ蓄積 • 横断支援 • CoE整備	• 理解促進 • スキル向上 • 文化醸成

成果・課題・今後の方針

- 課題を整理
- 方向性を明確化
- 庁内の理解獲得未済
- アジャイルCoE整備・パイロット実施

自己評価

順調

● オープンソース化・OSS利活用の推進

主な取組内容※Appendix P63

オープンソース化・OSS利活用に関する有識者検討会

推進理由：重複投資削減／システム標準化／コミュニティ貢献

方向性：ガバナンスと運用設計／OSPO設立と体制構築／コミュニティの醸成・活用／人材の育成・採用

成果・課題・今後の方針

- 方向性を明確化
- OSPO小規模設置
- 推進計画の促進
- 庁内連携推進

自己評価

順調

● 総合評価落札方式1：3の要件見直し

対象：府省全体

主な取組内容※Appendix P64

旧5要件		新3要件
見直し背景：クラウド環境の一般化		
①複雑業務	存置	①高い機能設計能力
②頻繁な機能改修	修正	②高い構造設計能力
③関係組織多数	存置	③高いPJ管理能力
削除 ④オンプレ前提 ⑤大規模PJ		

1：2可　1：3可

成果・課題・今後の方針

- 1：3の適用度上昇
- 調達自体への効果検証未済
- ガイドラインの各府省展開検討

自己評価

順調

● 電子調達システム（GEPS）を通じた電子契約書の締結率向上の取組

対象：デジタル庁内

主な取組内容※Appendix P65

ビラ配布による電子契約割合の変化

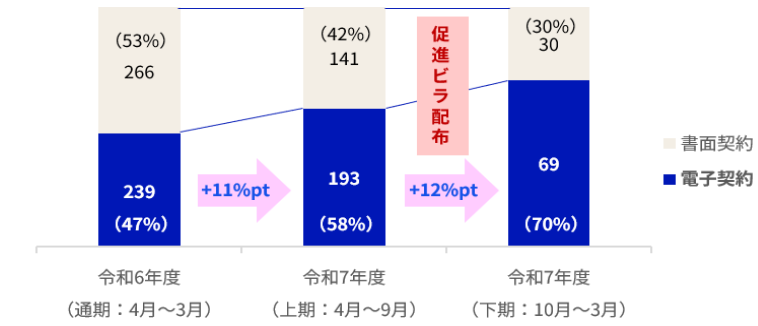

成果・課題・今後の方針

- 電子契約割合の増加
- 署名契約継続要因追跡
- 契約事務工数等への効果検証未済
- 必要な利用促進案の検討

自己評価

概ね順調

①「機動的・柔軟な調達手続の改善」の評価サマリーと論点

総合評価 順調

最終評価について（第1回検討会からのアップデートを踏まえた最終評価・今後の取組の方向性）

第1回検討会からのアップデートを踏まえた最終評価

R6はR4の最終報告に基づき取組が実施されたものの、調達手続の改善のための基盤の整備にとどまったため概ね順調。R7はR6の取組を踏まえ機動的・柔軟な調達手続の導入を実施しているため順調、総じて進捗の過年度評価は順調と評価している。
※AppendixP58～65に詳細な取組内容を記載

評価の妥当性を踏まえた今後の取組の方向性

- ✓ 電子契約率の向上、総合評価方式、プロポーザル方式、技術的対話方式など、柔軟な手続の選択肢を各府省に積極的に展開する
- ✓ アジャイル開発推進、オープンソース化・OSS利活用を含む様々な開発手法・技術の活用促進から、案件特性に応じて適切なものを選択・適用できる環境を整備する。まずは体制面の整備を検討のうえ、パイロットプロジェクトを選定・実施し、得られた知見を今後の取組に反映する
- ✓ アジャイル開発・OSS利活用等のパイロット段階から、案件特性、契約・検収方法、発注者体制、成果及び課題等をケーススタディとして作席・分析し、成功・失敗要因を整理の上、今後の調達方法の改善や他府省への横展開に活用する

①「機動的・柔軟な調達手続の改善」の評価サマリーと論点

総合評価 順調

前回の検討会でのご助言を踏まえた残論点（新しい評価の視点）

【問い】施策の方向性①の効果を確かめる視点を、調達とサービスの2段階で整理することは妥当か

【現状】手続の短縮・柔軟化や新たな調達手法の導入状況は確認しているが、競争性・迅速性・品質等の調達改善への寄与は検証できていない。

【事務局仮説】手続の速さだけでなく、有効な提案の数、提案内容の履行、契約事務の負担軽減といった視点から、調達の改善を確かめていくことが考えられる。

①取組内容	②進捗評価指標（実施・利用状況）	③効果を確かめる視点（調達・履行管理の改善）	④つながりを確かめる視点（行政サービスへの接続先）
アジャイル開発促進	パイロットプロジェクト選定・実施	利用者検証の判断反映率	改善能力 品質・業務成果
オープンソース化・OSS促進	OSPO設立（R8.9設置）	OSSの実利用案件数 公開コードの他案件での再利用数	総費用 切替可能性
総合評価方式１：３要件見直し	総合評価方式適用率	有効提案者数 重要提案事項の達成率	総費用 品質・業務成果
電子契約率向上のためのビラ配布	電子契約率	契約書締結の所要日数 契約事務の工数	総費用

③④は例示であり、来年度以降に調達部門と連携して指標を検討する。④は主な接続先を示すもので、この表の行だけで成功を判定しない

留意点：アジャイルはパイロット開始時、OSSは実利用開始後に指標の検討を始めることが考えられる。また、電子契約で締結が速くなっただけでは、行政サービスが速く提供されたとは言えない

アジャイル開発のCoE組成についての進捗内容

現状	✓ アジャイルCoE組成以外の制度・組織・人材の具体的取組に関しては未検討 ✓ 現在はアジャイルCoEを含めた環境整備の進め方を構想・庁内調整している段階である ✓ アジャイルCoE組成に向け他担務との意見交換などを実施している
アジャイルCoE組成に向けた課題	✓ 環境整備に当たっての支援体制に係る庁内関係部署等の理解を得ることが障壁 →アジャイルCoEありきで進めるのではなく、小規模プロジェクトを通して、①仕様変更と契約反映、②機能・品質・安全性の検収、③履行確認と支払、④費用増・成果未達時の判断、⑤AI生成物の検証責任の検証を行うところから始めていく進め方を検討
ご議論いただきたい事項	✓ 庁内関係部署等の理解を得て組織的に進めていくために求められる対応は何か ✓ 小規模実証において、契約・検収・支払・変更管理等のどの課題を優先的に検証すべきか。 ✓ AIの活用による開発手法や生産性の変化を踏まえ、アジャイル開発の位置付けや見積・価格評価について、今後どのような検討が必要か。

オープンソース化・OSS利活用のOSPO設立についての進捗内容

現状	✓ 9月よりOSPOを正式な担務としてデジタル庁内に設置。OSPO責任者が少人数組織にアサインされている ✓ 庁内でのガバナンス整備を目的に、オープンソース方針、ライセンス方針、公開基準、セキュリティ要件、リポジトリ統一運用ルール等のルール作りを検討中 ✓ OSSの政府調達、ソースコード公開・外部コミュニティ参加、OSS人材の育成については検討中 ✓ 知財関係については、現時点においては弁護士や弁理士の資格を保有している職員と連携しながら進めていく予定
ご議論いただきたい事項	✓ ご議論いただきたい事項が発生し次第ご報告予定

主要な論点の討議②

システム調達における発注者側の能力向上

②「システム調達における発注者側の能力向上」に関する前回の検討会での委員コメントと事務局対応方針（案）

#	委員コメント	対応方針（案）
1	知識が蓄積されていることと、実際の調達業務で活用されていることは区別し、人事異動後も過去の知見を活用して調達品質を維持できているか、過去の失敗及び手戻りを次の調達で回避できているかを評価する必要がある。	知識の蓄積はFAQの作成等で対応してきたが、それが実際の調達業務で活用されているか、人事異動を経ても知見活用がなされているかについても検証していくことを追加の課題として認識した。今後は、適切な評価指標（失敗・手戻りの減少、人事異動後の再現性等）を設定し、長期的な視点で確認も実施したい。
2	制度でなければ対応できない事項と、能力によって対応できる事項との切り分けを整理する必要がある。制度の中で適切な運用を選択する能力と、制度が障害となった場合に制度自体を変更する能力とでは、能力の定義が異なる。	制度と能力の切り分けの整理と、「能力」という言葉の定義づけを追加の課題として認識した。「職員の能力が向上する」の意味を定義した上で、制度変更しなければ対応できない事項と、能力向上によって対応できる事項とに分けて、対策を講じることを検討したい。
3	相談窓口、Q&A及びサポートシステムは能力を支援する仕組みであり、発注者側が実際に有するべき能力を向上させる取組とは区別する必要がある。	取組があくまでサポートにとどまる施策であることを追加の課題として認識した。能力向上のサポートではなく、能力向上に資する取組（実案件での実践、助言、振り返りを通じて、職員自らが調達を遂行できるプロセス作り等）を実施するにはどうしたら良いかについて今後検討したい。

② システム調達における発注者側の能力向上

凡例：成果　課題　今後の方針　第1回検討会を踏まえた更新

令和6年度の取組

● 相談窓口の継続実施

対象：デジタル庁内

主な取組内容※Appendix P68

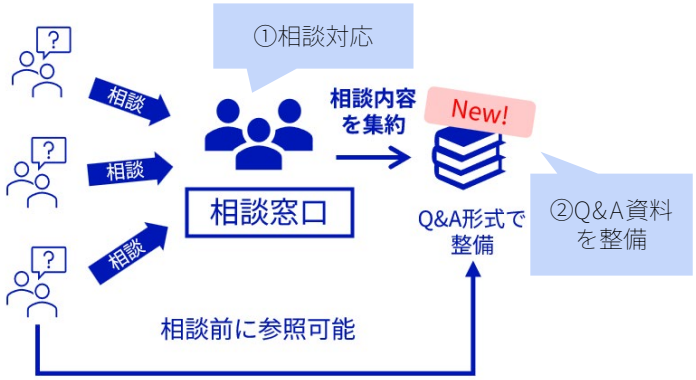

成果・課題・今後の方針

- 相談件数の増加
- 自己解決の後押し
- 調達自体への効果検証未済
- サポート施策にとどまる
- 自己解決環境の充実

自己評価

概ね順調

● 調達資料等の標準テンプレート改訂

対象：府省全体

主な取組内容※Appendix P68

調達仕様書・要件定義書
標準テンプレートを公開

DS-120 デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック

本文（PDF／24,413KB）（2026年7月15日更新）
統合版（PDF／Wordファイル）（ZIP／40,941KB）（2026年7月15日更新）

- 策定日または最終改定日：2026年6月12日
- ドキュメントの位置づけ：Informative
- 概要：標準ガイドライン、標準ガイドライン付属文書及び標準ガイドライン解説書の下位文書として、これまで得られたノウハウや教訓等を盛り込んだ実践的な参考文書

成果・課題・今後の方針

- 標準化の基盤整備
- 標準テンプレートのみでは発注者能力向上に限界
- 定期的に改正予定
- 効果的な取組検討

自己評価

概ね順調

② システム調達における発注者側の能力向上

凡例：成果　課題　今後の方針　第1回検討会を踏まえた更新

令和7年度の取組

● 各種勉強会・説明会の開催、相談窓口の実施継続

対象：デジタル庁内

主な取組内容※Appendix P69

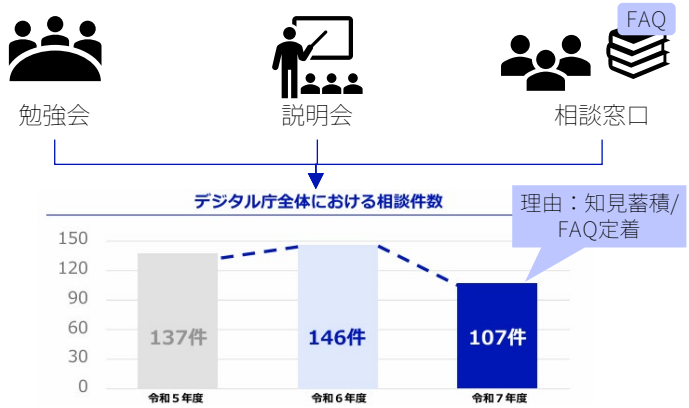

成果・課題・今後の方針

- 自己解決力向上
- 知見共有を促進
- 庁外展開未済・人手不足
- 人事異動等への対応不足
- 調達自体への効果検証未済
- サポート施策にとどまる

自己評価

道半ば

● 国内主要産業における情報システムの開発・運用保守等に係るコスト抑制策の事例研究

主な取組内容※Appendix P70

調査観点
- ロックイン回避
- 妥当性確認
- 競争促進
- 手法有効性
- 自動化

コスト最適化のための施策案

予算	調達	開発	運用
5施策	3施策	2施策	3施策

成果・課題・今後の方針

- コスト抑制策を整理
- 活用知見を収集
- 取組施策の検討

自己評価

概ね順調

● 業界団体に対する「情報システム調達改革に係るアンケート」の実施

主な取組内容※Appendix P71~74

業界団体・事業者へアンケート

回答：97件

物価高騰への対応	情報開示の見直し	損害賠償請求上限設定
関心：71%	関心：64%	必要：90%
民間からの希望 • 価格変動反映 • 契約変更柔軟化	民間からの希望 • 開示・更新充実 • 予定・要件明確化	民間からの希望 • リスク適正化 • 参入しやすく

制度改善・事業者の参入促進

成果・課題・今後の方針

- 事業者意見を把握
- 改革課題を整理
- AIの影響考慮未済
- 制度改善に反映
- 参入促進を検討

自己評価

概ね順調

● 調達資料等の標準テンプレートに関連する新規資料作成

対象：デジタル庁内

主な取組内容※Appendix P75

システム改修案件ノウハウ集作成

本紙：留意点ガイド　別紙：チェックポイント　記載サンプル

成果・課題・今後の方針

- 留意点集を作成
- 改修要件を整理
- 全省展開未済
- 文書を継続改善
- 庁内活用を促進

自己評価

概ね順調

②「システム調達における発注者側の能力向上」の評価サマリーと論点

総合評価　概ね順調

最終評価について（第1回検討会からのアップデートを踏まえた最終評価・今後の取組の方向性）

第1回検討会からのアップデートを踏まえた最終評価

R6はR4最終報告に基づき取組が実施されたもののサポート的な取組にとどまったため概ね順調、R7も同様にインパクトの大きい取組は見られなかったため概ね順調、総じて進捗の過年度評価は概ね順調と評価している。
※AppendixP68～75に詳細な取組内容を記載

【問1】知識提供にとどまらず、発注者能力の形成に直接つながる取組をどのように設計すべきか（効果的な取組設計）

【現状】相談窓口・研修・標準テンプレート等により発注業務を支える基盤は整備されている。一方、これらは主として知識提供や業務支援を行う取組であり、実務上の判断能力を直接形成する取組とは区別して整理する必要がある。

【事務局仮説】相談窓口やFAQ等による知識提供に加え、実案件における実践と振り返りを通じて、調達上の判断を自ら行う能力を形成し、その知見を組織内で横展開する仕組みが必要である。
まず、能力を「制度・契約・技術上の選択肢を理解し、案件に応じて判断・実行できること」と捉える。そのうえで、実案件での実践・助言・振り返りを通じて育成し、手戻り減少、調達品質、人事異動後の再現性で効果を確認する。問題の原因が能力不足か制度・予算・契約ルールかを切り分け、制度改善にもつなげる。

勉強会　説明会

会計制度・調達手続等に関して実務者向けに実施

相談窓口
- 発注担当者からの調達・法令関連等の相談受付
- FAQの資料共有

標準テンプレート等の作成
- 要件定義書
- 調達仕様書
- システム改修ノウハウ集

②「システム調達における発注者側の能力向上」の評価サマリーと論点

総合評価　概ね順調

前回の検討会でのご助言を踏まえた残論点（新しい評価の視点）

【問2】施策の方向性②の効果を確かめる視点を、調達とサービスの2段階で整理することは妥当か

【現状】相談件数は確認しているが、助言が実務に反映され、人事異動の後も知見が引き継がれているかは検証できていない。

【事務局仮説】相談件数の増減に加え、助言の実務への反映や、担当者交代後の知識の再利用といった視点から、能力の定着を確かめていくことが考えられる。

①取組内容	②進捗評価指標（実施・利用状況）	③効果を確かめる視点（調達・履行管理の改善）	④つながりを確かめる視点（行政サービスへの接続先）
相談窓口の実施	相談件数	助言の実務反映率 担当者交代後の知識再利用率	総費用 品質・業務成果

③④は例示であり、来年度以降に調達部門と連携して指標を検討する。④は主な接続先を示すもので、この表の行だけで成功を判定しない

留意点：相談件数の増減だけでは、能力が向上したかは判断できない

主要な論点の討議③

中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大

③「中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大」に関する前回の検討会での委員コメントと事務局対応方針（案）

#	委員コメント	事務局対応方針（案）
1	参入企業拡大は手段であり、それによって何へ寄与したかというアウトカムを明確にする必要がある。例えば、技術力を適切に評価できる仕組みが整ったか、技術力のある企業採用につながったか、技術力のある企業を採用したことで調達改善が見られたか等。	参入機会が拡大しているかという視点での評価・検証にとどまってしまっており、今後はアウトカムを明確にすることを追加の課題として認識した。
2	参入拡大が政府にとっての調達価値の向上へつながったことを示すデータを特定し、価格、品質及び技術の多様性を分けて評価する必要がある。	参入機会拡大に関しての効果検証にとどまってしまっており、政策目的視点の効果検証（例えば、価格、品質、技術の変化等の検証）の設計を検討する。
3	新規参入者の受注後の品質、納期、継続的な事業遂行能力及び従来選択できなかった技術・サービスの採用状況を確認する必要がある。	契約時までの効果検証にとどまっており、契約履行後・受注後の効果検証（新規参入企業の品質・納期、新たな技術・サービスの採用による行政サービスの改善等の検証）を検討する。
4	応募できる制度があることと、企業が実際に応募できることは異なる。政府調達の年間予定を早期に公表し、スタートアップ企業が提案準備、営業投資及び資金調達を計画できる環境を整える等、調達制度の周辺にある制度改革も必要である。	応募制度だけでなく、応募するための基盤となる外縁にある制度的な支援の検討を追加の課題として認識した。現在実施している民間事業者調査では、ISMAPの未取得や実績不足等の応募要件の厳しさが主な障壁と予想される結果も見えており、解決策を検討したい。
5	中小・DSU企業が応札を検討しつつも断念する理由について、書類及び手続の負担、支払条件等を含め調査する必要がある。また、ベンダー側の公共調達に対する対応や行動変容を確認する必要もある。	現在実施している民間事業者調査によると、中小企業にとっては競争参加資格が大きな障壁となっている可能性が高いとの結果が得られている。今後、ヒアリング等を通じて、さらに詳細な断念理由の確認を進める。

③ 中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大

凡例：成果　課題　今後の方針　　第1回検討会を踏まえた更新

令和6年度の取組

● DSUの公共調達参入機会拡大に向けた評価制度の取組

対象：府省全体

主な取組内容※Appendix P78

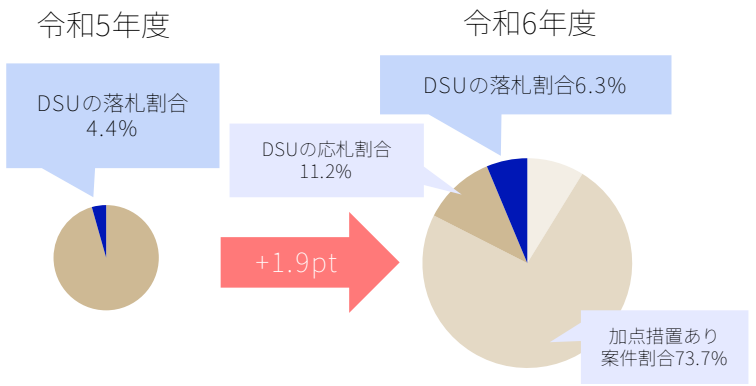

成果・課題・今後の方針

- 加点制度を導入
- 73.7%で評価実施
- 調達自体への効果検証未済
- 実績把握・継続検証

自己評価

概ね順調

● プロポーザル型企画競争方式の導入による中小・スタートアップ企業等の参入促進

対象：デジタル庁内

主な取組内容※Appendix P79

プロポーザル型企画競争方式：
事業者からの企画提案を評価し、最も評価の高かった者を選定する

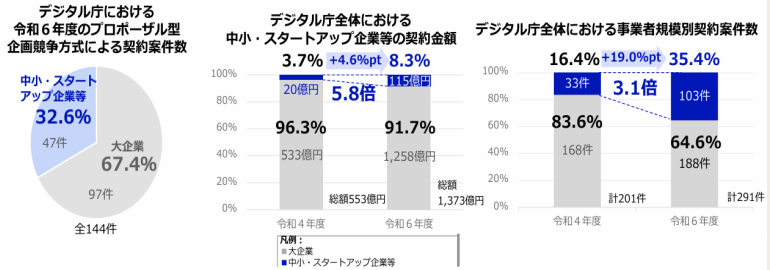

成果・課題・今後の方針

- 中小・スタートアップ企業の契約案件数・契約金額の割合増加
- 各府省展開が進まない
- 継続的な活動
- 実績のモニタリング

自己評価

順調

● DMP本格運用に向けた調整、DMPカタログサイトのリリース

対象：府省全体（地方公共団体を含む）

主な取組内容※Appendix P80

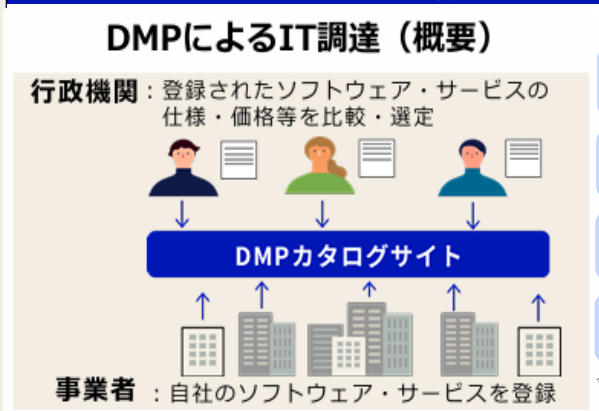

登録状況

事業者数	280
ソフトウェア数	360
サービス数	139
行政ユーザー数	362

令和7年7月17日時点

成果・課題・今後の方針

- 登録状況の把握
- 本格運用に向けた周知
- 調達自体への効果検証未済
- 周知・広報活動

自己評価

順調

③ 中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大

凡例：成果　課題　今後の方針　第1回検討会を踏まえた更新

令和7年度の取組

● DMPを活用した調達のさらなる普及促進

対象：府省全体

主な取組内容※Appendix P81~82

利用基盤の整備
- UI/UX改善
- 広報・認知拡大
- 事業者登録

事業者数 387	ソフトウェア 479
行政ユーザー 714	調達実績 6

活用可能性の実証
- NEDO実証

システム面

業務面

段階的な利用拡大
①企画検討
②随契による調達
③指名競争を含む調達

成果・課題・今後の方針

- 利用環境整備
- 実証で有効性確認
- DMPに対応した調達ルール・契約制度未整備
- 調達自体への効果検証未済
- 実証・検証を継続

自己評価

順調

● DSU加点措置の効果検証

対象：府省全体

主な取組内容※Appendix P83

	令和6年度 各府省	令和6年度 デジタル庁	令和7年度 デジタル庁
DSU加点制度	212件	27件	75件
DSU応札数	7件	3件	7件
DSU契約数	3件	0件	5件

成果・課題・今後の方針

- DSU評価を展開
- 加点案件が増加
- 応札件数が横ばい
- 調達自体への効果検証未済
- 活用促進案を検討
- 実績把握を継続

自己評価

概ね順調

③「中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大」の評価サマリーと論点

総合評価：順調

最終評価について（第1回検討会からのアップデートを踏まえた最終評価・今後の取組の方向性）

第1回検討会からのアップデートを踏まえた最終評価

R6はR4の最終報告に基づき参入機会拡大のための取組が動き出したため順調、R7はR6の取組の効果検証を含めた取組実施が行われたため順調、総じて進捗の過年度評価は順調と評価している。
※AppendixP78～83に詳細な取組内容を記載

【問1】中小・スタートアップ企業の技術・サービスを、適合する調達案件へつなげるため、案件形成や市場との接続をどのように見直すべきか（参入機会と案件の接続）

【現状】DSU加点制度やDMP等により制度上の参入機会は拡大している一方、DSUの応札件数は横ばいであり、実際の参入には十分つながっていない。加えて、参入企業の技術・サービスが案件ニーズに適合していたかは確認できていない。

【事務局仮説】案件情報の早期提供と事業者対話に加え、応募を断念した企業に資格・セキュリティ要件、案件規模、提案負担、支払条件、公表時期等を確認する。参入件数だけでなく、受注後の品質・納期、価格、技術選択肢、サービス改善への寄与を分けて検証する。

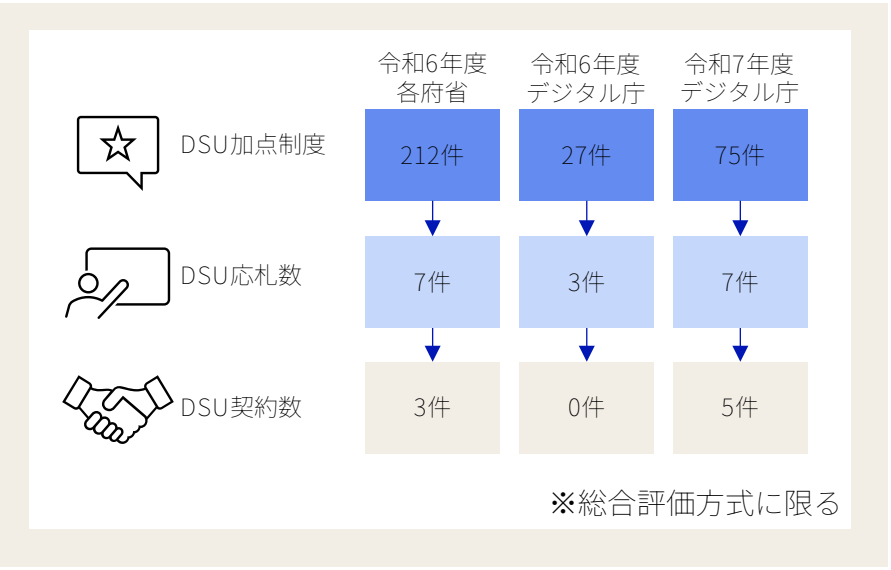

③「中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大」の評価サマリーと論点

総合評価：順調

前回の検討会でのご助言を踏まえた残論点（新しい評価の視点）

【問2】施策の方向性③の効果を確かめる視点を、調達とサービスの2段階で整理することは妥当か

【現状】加点措置の導入数やプロポーザル型の契約件数等は確認しているが、選べる提案・技術の増加や受注後の履行は検証できていない。

【事務局仮説】参入数に加え、有効な提案者の数、技術・サービスの選択肢、提案内容の履行といった視点から、調達価値の向上を確かめていくことが考えられる。

①取組内容	②進捗評価指標（実施・利用状況）	③効果を確かめる視点（調達・履行管理の改善）	④つながりを確かめる視点（行政サービスへの接続先）
DSU加点措置制度	導入数・応札数・契約数	有効提案者数（DSU内訳を併記） 重要提案事項の達成率	総費用 品質・業務成果
プロポーザル型企画競争方式導入	契約案件数・契約金額	有効な技術・サービスの選択肢数 重要提案事項の達成率	総費用 品質・業務成果
DMPカタログサイトのリリース	登録数	DMP調達実績数（R8.3末 6件） 調達の所要日数 探索・比較・候補選定への貢献度	総費用 品質・業務成果

③④は例示であり、来年度以降に調達部門と連携して指標を検討する。④は主な接続先を示すもので、この表の行だけで成功を判定しない

留意点：DMPの6件は自治体4件・中央省庁2件の合計。DMPの効果は、カタログの使いやすさではなく、例えば、技術力のある企業の採用につながったかどうか等で確かめる必要がある

主要な論点の討議④

ベンダーロックインの排除

④「ベンダーロックインの排除」に関する前回の検討会での委員コメントと事務局対応方針（案）

#	委員コメント	対応方針（案）
1	ベンダーロックインは一者応札の問題ではなく、必要なときに別の事業者へ切り替えられるかというポータビリティの問題である。データ移行及び知識移転の義務を契約へ盛り込み、発注者が必要な情報を確保できるかを評価すべきである。	ベンダーロックインの原因究明のための一手段として一者応札の調査・分析及びその評価を行ってきたが、ベンダーロックインの真の課題としてポータビリティを認識し、今後それらを含めた取組・契約設計（例えば、切替に必要な情報が確保されているなど、実効的な切替可能性が担保されている等）を検討したい。
2	全システムへ一律の出口要件を課すと調達コスト及び事業者負担が増えるため、システムの重要度及び代替可能性に応じて出口要件を段階化する必要がある。	出口要件を考慮する際は、一律で考えるのではなく、案件ごとの特性に応じた要件設計が必要だと認識した。
3	発注者側で知識を蓄積・継承する仕組みと出口要件は相互に関連するため、発注者能力に関する論点と併せて検討する必要がある。	発注者側で正しく知識移行がなされていない場合、出口要件が意味をなさなくなってしまうため、発注者能力と併せた取組を検討したい。
4	各年度の一者応札比率だけでなく、個別案件を追跡して実際に事業者の切替えが生じたかを確認する必要があり、提示された分析とベンダーロックイン排除の評価との間には差がある。	一者応札の比率等の推移は検証していたものの、任意の案件において、一者応札の解消具合を時系列で追跡することの必要性を追加の課題として認識した。
5	チェックリストは導入から時間が経過し、形式的な確認にとどまっている可能性がある。事業者との対話が行われているか、その結果一者応札の改善につながったかという視点での評価も必要である。	チェックリストの形骸化の可能性と、一者応札の改善のための事業者との対話の把握を追加の課題として認識した。民間事業者調査においても、「対話は必要」「要件や仕様の齟齬を減らせる」といった声が上がっており、対話促進とその記録を取組として検討したい。

④ ベンダーロックインの排除

凡例：成果　課題　今後の方針　第1回検討会を踏まえた更新

令和6年度の取組

● 防止のためのチェックリストの活用促進

対象：デジタル庁内

主な取組内容※Appendix P86

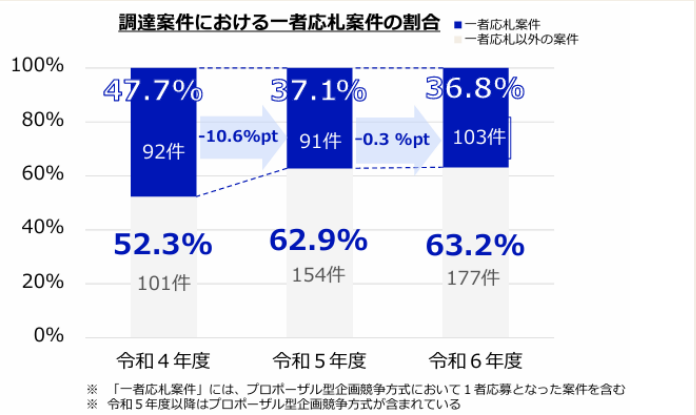

※「一者応札案件」には、プロポーザル型企画競争方式において１者応募となった案件を含む
※ 令和５年度以降はプロポーザル型企画競争方式が含まれている

成果・課題・今後の方針

- 一者応札率低下
- 点検運用を定着
- 形骸化の可能性あり
- ポータビリティ検証不足
- 活用状況を確認
- 継続的に改善

自己評価

順調

● プロポーザル型企画競争方式の活用や調達仕様書テンプレート等の導入

対象：府省全体

主な取組内容※Appendix P86

プロポーザル型企画競争マニュアルの整備

- プロポーザル型企画競争方式を情報システムの調達に適用できるよう、事務処理を標準化・定型化した手引き書を整備した。
- 各府省等がプロポーザル型企画競争方式を検討する際の参考として活用することができるよう、各府省等に共有を行った。

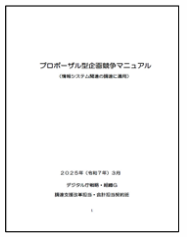

プロポーザル型企画競争マニュアル

マニュアル記載の目次抜粋

1. 情報システム調達における企画競争の適用
2. 関係法令等との関係
3. プロポーザル型企画競争による調達方法選択のための基本的な考え方
4. 情報システムに係るプロポーザル型企画競争選択の留意点
5. 設計開発／調査研究
6. 調達手順のイメージ
7. 企画競争実施のための公平性・透明性の確保
8. 企画競争実施のための調達手続

成果・課題・今後の方針

- 調達手法を整備
- 調達資料を標準化
- 活用状況を検証
- 府省展開を推進

自己評価

概ね順調

④ ベンダーロックインの排除

凡例： 成果　課題　今後の方針　第1回検討会を踏まえた更新

令和7年度の取組

● ベンダーロックイン排除に向けた取組

対象：府省全体

主な取組内容※Appendix P87

令和6年度に引き続き、チェックリストの活用促進・プロポーザル型企画競争方式の各府省展開の取組実施・状況調査

成果・課題・今後の方針

- 競争率が向上
- 一者応札が減少
- 効果検証が未実施
- 形骸化の可能性あり
- ポータビリティ検証不足
- 府省展開を推進

自己評価

順調

④「ベンダーロックインの排除」の評価サマリーと論点

総合評価 順調

最終評価について（第1回検討会からのアップデートを踏まえた最終評価・今後の取組の方向性）

第1回検討会からのアップデートを踏まえた最終評価

R6はベンダーロックイン排除に向けた取組の実施のため概ね順調、R7はR6のモニタリングを実施し、一定の効果が見られたため順調、総じて進捗の過年度評価は順調と評価している。
※AppendixP86～87に詳細な取組内容を記載

【問1】案件特性に応じたデータ及び技術の移行可能性と、その実効性を確認する仕組みをどのように設計すべきか（ポータビリティ確保）

【現状】一者応札率等を中心とした従来の取組では、必要なときに別事業者へ切り替えられる状態が確保されているかを確認できていない。第1回検討会を踏まえ、ポータビリティ確保の必要性は明確になった一方、案件特性に応じた要求水準や、データ・API・設計情報等を含めた移行可能性をどのように確保・確認するかは未整理である。

【事務局仮説】ポータビリティを①データ・設計情報・運用手順の確保、②移行計画・費用・期間・責任分担の明確化、③必要に応じた移行テスト等による実証、の段階で確認する。重要度、代替事業者の有無、移行費用に応じて出口要件を設定する一方で、要件の過剰な設定による調達コストの増加を避ける。事業者対話の成果も仕様・参加要件の改善で確認する。

④「ベンダーロックインの排除」の評価サマリーと論点

総合評価 順調

前回の検討会でのご助言を踏まえた残論点（新しい評価の視点）

【問2】施策の方向性④の効果を確かめる視点を、調達とサービスの2段階で整理することは妥当か

【現状】一者応札率等は確認しているが、必要なときに別の事業者へ切り替えられる状態が確保されているかは検証できていない。

【事務局仮説】出口条件を契約に盛り込むこと（③）と、その条件で実際に移行できること（④）を分けて確かめていくことが考えられる。

①取組内容	②進捗評価指標（実施・利用状況）	③効果を確かめる視点（調達・履行管理の改善）	④つながりを確かめる視点（行政サービスへの接続先）
ベンダーロックイン防止チェックリストの活用	活用数	参入・切替の障壁の是正率 出口条件の契約反映率	切替可能性 総費用
プロポーザル型企画競争方式導入	契約案件数・契約金額	既存事業者以外の有効提案者数 出口条件の契約反映率	切替可能性 総費用

③④は例示であり、来年度以降に調達部門と連携して指標を検討する。④は主な接続先を示すもので、この表の行だけで成功を判定しない

留意点：プロポーザル型は施策の方向性③の再掲のため、件数・金額を重ねて数えない。事業者の変更件数を増やすことは目的としない

主要な論点の討議⑤

内部統制等による透明性の確保

⑤「内部統制等による透明性の確保」に関する前回の検討会での委員コメントと事務局対応方針（案）

#	委員コメント	事務局対応方針（案）
1	AI及びアジャイル開発により契約後の変更が増える場合、当初の入札における透明性及び公正性との関係が課題になる。各段階で適切な判断が行われたことを記録し、継続的に確認する仕組みが必要である。	技術的対話方式などは契約時の透明性の確保に寄与している一方で、契約時では不確実性の高いような調達手法が増えており、契約時以降の透明性確保を追加の課題として認識した。契約時だけでなく、調達の各段階で透明性が確保されるような取組（契約後の変更の必要性と妥当性を判断する枠組み等）を検討したい。
2	内部統制及び透明性の確保は、他の施策全体に関わる課題として捉え、PDCAを回す必要がある。	透明性の確保を他の施策と同じ粒度感として考えていたが、他の施策の方向性との関わりを検討することを追加の課題として認識した。施策の方向性全体との関係性を踏まえた、透明性確保のための取組設計・PDCAサイクルの実施を検討したい。
3	透明性によって何を達成するかを明確にする必要がある。機動的・柔軟な手続又はアジャイル開発は、状況に応じた判断を認めるものであり、契約時に透明性を確保するのは難しい。実現したい目的及び確保すべき透明性の内容を丁寧に整理する必要がある。	不確実性の高い調達手法が広まる中で、透明性を確保することの目的の定義づけを行うことを追加の課題として認識した。昨今の調達環境を考慮しながら、目的及びその手段のために確保すべき透明性は何かということを整理したい。

⑤ 内部統制等による透明性の確保

凡例：成果　課題　今後の方針　第1回検討会を踏まえた更新

令和6年度の取組

● 相談窓口の継続実施（再掲）

対象：デジタル庁内

主な取組内容※Appendix P68

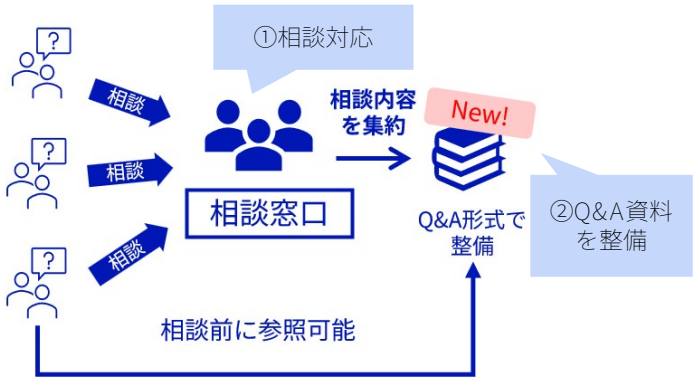

成果・課題・今後の方針

- 相談件数の増加
- 自己解決の後押し
- 自己解決環境の充実

自己評価

概ね順調

● 技術的対話方式の各府省等展開

対象：府省全体

主な取組内容※Appendix P90

成果・課題・今後の方針

- 自走運用環境を整備
- 手引改定を実施
- 契約時以降に透明性を確保する取組が未済
- 活用状況を把握
- 必要支援を検討

自己評価

道半ば

● デジタル庁内の変更契約の運用マニュアル改訂

対象：デジタル庁内

主な取組内容

成果・課題・今後の方針

- 運用ルールを整備
- 事務手続を明確化

自己評価

道半ば

⑤「内部統制等による透明性の確保」の評価サマリーと論点

総合評価　道半ば

最終評価について（第1回検討会からのアップデートを踏まえた最終評価・今後の取組の方向性）

第1回検討会からのアップデートを踏まえた最終評価

R6は取組が限定的であるため道半ば、R7にも特に目立った取組がなされていないことから、総じて進捗の過年度評価は道半ばと評価している。
※AppendixP90に詳細な取組内容を記載

【問1】調達の機動性・柔軟性を損なわず、重要な判断の妥当性を事前及び事後的に確認できる仕組みをどのように設計すべきか（柔軟性と説明責任の両立）

【現状】他の4施策やAI・アジャイル等の取組が進むほど、案件特性に応じた柔軟な判断や契約後の見直しが必要となる。一方、現状は手引やマニュアル等の整備にとどまり、どの判断を記録し、調達の各段階でどのように妥当性を確認するかは十分に整理されていない。

【事務局仮説】透明性の目的を、判断を固定化することではなく、柔軟な判断の公正性・妥当性を確認可能にすることと位置付ける。そのため、調達方式の選択、事業者との対話、仕様・契約の変更等の重要な判断について、判断・変更の理由、当初想定との差異、費用・期間・品質への影響、承認者、承認時点及び判断根拠を記録するとともに、変更契約等の重要な判断は事前に適法性・妥当性を確認し、事後的にも検証できる仕組みを整える必要がある。また、通常の契約管理で扱う変更、追加審査を要する変更、再調達を検討する変更の区分を整理する。

⑤「内部統制等による透明性の確保」の評価サマリーと論点

総合評価　道半ば

前回の検討会でのご助言を踏まえた残論点（新しい評価の視点）

【問2】施策の方向性⑤の効果を確かめる視点を、調達とサービスの2段階で整理することは妥当か

【現状】方式の利用状況の確認も未済であり、柔軟な判断の妥当性を後から確かめられる状態かは検証できていない。

【事務局仮説】重要な判断の根拠と経緯を後から追跡できるか、共通の情報を事業者へ公平に提供したか、といった視点から透明性を確かめていくことが考えられる。

①取組内容	②進捗評価指標（実施・利用状況）	③効果を確かめる視点（調達・履行管理の改善）	④つながりを確かめる視点（行政サービスへの接続先）
技術的対話方式の導入	方式の利用数（要確認）	重要判断の追跡可能率 共通情報の公平な提供率	総費用 品質・業務成果

③④は例示であり、来年度以降に調達部門と連携して指標を検討する。④は主な接続先を示すもので、この表の行だけで成功を判定しない

留意点：まずは技術的対話を実施した案件で検討し、その後、①～④の判断（方式選択・提案評価・仕様変更・契約変更）にどう広げるかを検討することが考えられる

3．重点論点候補（改革仮説）の再整理

本検討会の議論ポイント

- 第1回検討会でのご指摘を受けて実施した情報の整理や追加収集を踏まえ、評価や今後の取組の方向性についてご意見をいただきたい。
  特にコメントいただきたい点
  - 過年度施策の最終評価
  - 今後の取組の方向性
  - 新たな評価の視点
- 第1回検討会でのご指摘を受けて重点論点候補（改革仮説）の見直しを行ったため、論点の過不足及び今後の方向性についてコメントいただきたい。

従来の5つの施策の方向性の取組の中で見えてきた課題と、昨今の環境変化を踏まえて設定した新たな重点論点をもとに、新たな施策・取組及びその評価設計を検討します

従来の取組：5つの施策の方向性

①機動的・柔軟な調達手続の改善
②システム調達における発注者側の能力向上
③中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大
④ベンダーロックインの排除
⑤内部統制等による透明性の確保

未解決の課題

- 進捗評価と成果評価の区別
- 能力そのものの開発・組織定着
- 調達におけるより良い選択及びポータビリティの実現
- 不確実性の高い調達方式の透明性確保　等

主な環境変化

- 生成AIの普及・台頭
- 柔軟性の高い開発様式の増加
- 市場の多様化
- 自然災害の増加
- 技術の進展に伴う専門性の深化・分化　等

次期改革で検討すること：5つの重点論点候補（改革仮説）

未解決課題への対応 × 昨今の環境変化への対応 × 評価指標の設定

5つの重点論点候補（改革仮説）は、個別論点1～4と、これらに関わる横断論点5「生成AI」で構成します。全5論点に共通して、効果を確かめて改善につなげる視点を設けます

個別論点

論点候補1　環境変化：技術進歩の高速化
調達・契約モデルの改革

契約時に確定した事業者・条件で遂行

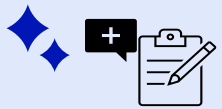

契約後の変更に対応可能な調達

論点候補2　環境変化：市場の多様化
競争性・技術選択肢の確保及び市場形成への影響

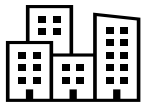

参入数拡大のための制度・仕組みの整備

より良い選択とポータビリティ確保を目的化

論点候補3　環境変化：自然災害の増加
デジタル・レジリエンスを確保する調達

速やかな復旧

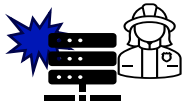

災害時の速やかな復旧を目指すBCP対応

サービスを止めない

災害時にも行政サービスを継続し迅速・柔軟な調達を実現

論点候補4　環境変化：技術高度化・分化
官民の知見循環・発注者専門性の確保

能力を支援する取組・仕組みの整備

能力そのものの開発と組織内の定着

横断的論点

論点候補5　環境変化：生成AIの急速な高度化・普及
生成AIを前提とした調達とAIガバナンス

発注者・行政

開発工程におけるAI利活用を積極的に推進できる評価制度等の検討

- 要件定義・仕様書作成支援　整理や資料作成の効率化・高度化
- 見積・契約・調達手続支援　見積精度の向上や調達手続効率化
- 提案書作成・コード生成　成果物作成の効率化
- 開発・テスト・レビュー支援　開発効率・品質向上
- 運用・保守・監視支援　運用自動化によるサービスの安定化

☑ AIを用いた提案に対する評価制度　評価方法の設計

開発者・ベンダー

ガバナンス　品質保証・情報管理・責任分担等の課題が浮上　ガバナンス

共通の視点

全5論点に共通する視点：効果を確かめて改善につなげる仕組み（調達ガバナンス）

目的 → 取組 → 効果を確かめる → 次の調達に生かす

論点1の確かめる視点	論点2の確かめる視点	論点3の確かめる視点	論点4の確かめる視点	論点5の確かめる視点
変更に対応しながら、費用と成果を管理できるか	より良い選択肢を確保し、将来の競争も保てるか	重要な行政サービスの継続に支障を出さずに、調達プロセスを継続・復旧できるか	発注者の判断力と知見が組織に残るか	品質・安全性を確保し、速さ・費用も改善できるか

既存施策での取組を踏まえ、5つの重点論点候補（改革仮説）ごとに今後広げる視点と検討事項を整理しています。あわせて、全5論点の効果を確かめ、改善につなげる視点を議論します

		現状・背景	検討事項
重点論点候補1 調達・契約モデル	調達・契約モデルの改革	技術の変化に応じた調達が求められている。個別手法の改善を踏まえ、契約後の変更や継続・見直しの扱いを一体で考える必要がある	案件に応じた調達・契約方式をどう選び、費用と成果を管理しながら変更や継続・見直しを行う仕組みとするか
重点論点候補2 競争性・市場形成	競争性・技術選択肢の確保及び市場形成への影響	新たな事業者や技術を選択肢に加えるだけでなく、必要に応じて他の事業者へ切り替えられることや、将来も競争が続くことが重要となる	参加機会と技術の選択肢を広げ、事業者を切り替えられる余地と健全な競争を保ちながら、より良い調達をどう実現するか
重点論点候補3 デジタル・レジリエンス※	デジタル・レジリエンスを確保する調達	災害や障害への備えとして、システムの継続・復旧を支える調達条件と、災害時に必要な調達を進める備えを併せて考える必要がある	重要な業務を続け、止まった場合に必要な時間内に再開する条件を調達にどう組み込むか。災害時の迅速な調達に向けて何を備えるか
重点論点候補4 官民の知見循環	官民の知見循環・発注者専門性の確保	研修や相談対応を通じた支援を踏まえ、専門家や民間との交流で得た知見を、担当者の異動後も組織で使える形にする必要がある	官民の知見と人材をどう生かし、外部の支援を得ながら発注者自身が判断でき、知見が組織に残る仕組みとするか
重点論点候補5 横断論点：生成AI	生成AIを前提とした調達とAIガバナンス	発注者・受注者双方による生成AIの利用を想定し、要件整理から運用までの品質、情報管理、権利関係と責任の扱いを確認する必要がある	生成AIの利用による効果とリスクを踏まえ、仕様、契約、提案審査、納品物の確認と責任分担をどう見直すべきか
共通の視点 調達ガバナンス	効果を確かめて改善につなげる仕組み	施策の実施状況の確認を土台に、調達が何を良くしたかと、結果を次の改善にどう生かすかを併せて整理する必要がある	各論点と調達全体について、何が良くなったかをどの視点で確かめ、次の調達に生かす仕組みとするか

※サイバーセキュリティ対策の技術的検討は所管部門が担う一方、セキュリティ・レジリエンスを確保するために必要な調達・契約上の課題については、関係部門と連携して検討する

既存施策を踏まえて広げる点と、効果を確かめて次の調達に生かす方向性を整理しています。各論点だけでなく、調達全体として何が良くなったかを捉える視点を示します

重点論点候補（改革仮説）	既存施策を踏まえて広げる点	調達ガバナンス：効果を確かめて改善につなげる仕組み		
		効果を確かめる視点	次の調達に生かす方向性	調達全体で確かめる視点
1．調達・契約モデルの改革	施策①の柔軟な調達手法を踏まえ、案件に応じた契約方式と、契約後の変更・継続・見直しまで視野を広げる	要件や技術を変更しても、費用と成果を管理でき、必要な改善につながる調達となっているか	費用や成果の変化を踏まえ、変更できる範囲や条件と、継続・見直しを判断する考え方の改善に生かす	各論点の結果を踏まえ、費用・品質・速さ・継続性・将来の選択肢が、調達全体として良くなったか確かめる ・個々の改革が狙った改善につながるか ・一つの改善が、別の重要な条件を損なっていないか その先にある、行政サービスへの貢献を見据える
2．競争性・技術選択肢の確保及び市場形成への影響	施策③④の参加・切替えに関する取組を踏まえ、提案の質と、将来も事業者を選べる状態まで視野を広げる	参加数に加え、価格・品質・技術の選択肢が良くなり、将来の競争や切替えの余地も保たれるか	参加や切替えを妨げる条件を見直し、提案を比較する観点や契約条件の改善に生かす	
3．デジタル・レジリエンスを確保する調達	調達・契約で補う視点として、災害・障害時の業務継続・復旧と、災害時の迅速な調達への備えを扱う	災害・障害時に業務を続け、必要な時間内に再開できるか。災害時に必要な調達を速やかに進められるか	継続・復旧や迅速な調達を妨げる条件を見直し、調達要件や災害時の調達への備えの改善につなげる	
4．官民の知見循環・発注者専門性の確保	施策②の研修や相談支援を踏まえ、官民の知見の活用と、発注者の判断力・組織への知見の蓄積へ広げる	外部の支援を得ながら発注者が判断でき、異動後も知見が残り、同じ失敗の繰返しを減らせているか	得られた知見や失敗の背景を組織で共有し、人材育成や相談支援、次の調達での判断の改善に生かす	
5．生成AIを前提とした調達とAIガバナンス	調達・契約で補う視点として、生成AI利用時の品質・安全性・情報管理・権利関係と責任分担を扱う	生成AIの利用で速さ・費用・品質が良くなり、安全性や情報管理上の問題を増やしていないか	効果とリスクを踏まえ、AI利用時の仕様や契約、提案審査、納品確認と責任分担の改善に生かす	

調達の改革案と、効果を確かめて改善につなげる視点について、ご意見を伺います。ご意見を踏まえ、改革の方向性案と、今後の検討で確かめるべき事項を整理・見直します

Ⅰ．調達の改革――何を変えるか

問い① 方向性の妥当性
提示した5つの重点論点候補は、より良い調達に向けた方向性として妥当か。補うべき視点や見直す点は何か。

問い② 優先課題と着手領域
制度・契約・調達の進め方・人材・市場・データの課題のうち、改革の妨げとなる主な要因は何か。どこから着手すべきか。

問い③ 実現に向けた進め方
運用の見直しで進める事項と、制度改正を含めて検討する事項を、どのように分けて進めるべきか。

Ⅱ．調達ガバナンス――効果を確かめ、どう改善するか

問い④ 効果を確かめる視点
各論点について、取組の実施に加えて何が良くなったかを確かめるには、どのような視点が必要か。

問い⑤ 調達全体としての改善
費用・品質・速さ・継続性・将来の選択肢を踏まえ、調達全体が良くなったかをどう捉えるべきか。

問い⑥ 次の改善と普及・定着
確かめた結果を次の調達に生かし、政府全体の改善につなげるには、どのような役割分担や知見の共有が必要か。

今後の対応方針

委員の意見、国内外の事例、事業者・府省庁調査を踏まえ、改革の方向性案と、効果を確かめる視点を整理する。整理した方向性と論点を、今後の基本モデル・改革ロードマップの検討につなげる。指標・目標値や具体的な測定方法は、来年度以降にデジタル庁の関係部門と検討する。

第3回以降の検討会では、5つの重点論点候補（改革仮説）を以下のように振り分け、議論いただく想定です

実施回	実施内容
第3回 11月18日（水）	✓　過年度施策の最終評価の取りまとめ ✓　各重点論点候補の論点のご説明及び優先論点の議論 ✓　各重点論点候補の議論における生成AIの取り込み方針の共有
第4回 12月15日（火）	✓　重点論点候補１　調達・契約モデルの改革 ✓　重点論点候補２　競争性・技術選択肢の確保及び市場形成への影響 ※生成AIを絡めた論点も含む
第5回 1月18日（月）	✓　重点論点候補３　デジタル・レジリエンスを確保する調達 ✓　重点論点候補４　官民の知見循環・発注者専門性の確保 ※生成AIを絡めた論点も含む
第6回 2月10日（水）	✓　重点論点候補５　生成AIを前提とした調達とAIガバナンスの総括 ※各重点論点候補でのAIに係る議論の取りまとめを含む ✓　調達ガバナンス（全体最適）の検討
第7回 3月3日（水）	✓　新規施策の方向性確認・とりまとめ ✓　残論点回収

４．今後のスケジュール

次回の有識者検討会は11月18日（水）12：30～14：00の開催を予定しております

	実施時期	テーマ案
第1回	10月2日（金）17：00～18：30	過年度取組の妥当性評価①＋新たな施策の検討に向けた論点出し
第2回	10月21日（水）11：30～13：00	過年度取組の妥当性評価② ＋新たな施策の検討の再整理
次回 第3回	11月18日（水）12：30～14：00	過年度取組の評価（総括）＋ 新たな施策の検討への移行
第4回	12月15日（火）13：00～14：30	新たな施策の方向性①
第5回	1月18日（月）15：00～16：30	新たな施策の方向性②
第6回	2月10日（水）10：00～11：30	新たな施策の方向性③
第7回	3月3日（水） 15：00～16：30	施策の優先順位付け＋中間報告書案の確認

デジタル庁

Digital Agency

Appendix

5つの施策の方向性の取組についての詳細

過年度施策の概要

令和6年度・令和7年度に行われた取組について、五つの施策の方向性に基づいた妥当性評価について検証していただきます。

施策の方向性	令和6年度の取組	令和7年度の取組
①機動的・柔軟な調達手続の改善	✓ 政府調達手続に関する運用指針の改正 ✓ 英国等のDMP調査研究 ✓ オープンソース化・アジャイル調査研究	✓ アジャイル開発の利用環境整備 ✓ オープンソース化・OSS利活用の推進 ✓ アジャイル開発における準委任契約のあり方 ✓ 年間調達計画の内容充実 ✓ 総合評価落札方式1：3の見直し ✓ 電子調達システム（GEPS）を通じた電子契約書の締結率向上の取組
②システム調達における発注者側の能力向上	✓ 相談窓口対応の継続 ✓ 調達仕様書と要件定義書の標準テンプレート改訂	✓ 発注者能力向上を目的としたデジタル庁内での研修開催、相談窓口対応 ✓ 令和7年度 国内主要産業における情報システムの開発・運用保守等に係るコスト抑制策の事例研究 ✓ 業界団体を対象とした情報システム調達改革に係るアンケート調査 ✓ 調達資料等の標準テンプレートに関連する新規資料作成
③中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大	✓ DSU企業加点措置の各府省等実施 ✓ プロポーザル型企画競争方式の各府省等展開 ✓ 損害賠償請求規定の上限設定（一部限定） ✓ DMP本格運用に向けた調整	✓ DMPを活用した調達のさらなる普及促進 ✓ DSU加点措置の効果検証 ✓ 損害賠償金額の上限設定
④ベンダーロックインの排除	✓ 防止のためのチェックリストの活用促進 ✓ プロポーザル型企画競争方式の活用や調達仕様書テンプレート等の導入	✓ ベンダーロックイン排除に向けた取組
⑤内部統制等による透明性の確保	✓ 相談窓口対応の継続（再掲） ✓ 技術的対話方式の各府省等展開 ✓ デジタル庁内の変更契約の運用マニュアル改訂	―

令和6年度の施策に対する主な取組成果

施策の方向性	令和6年度の主な取組成果	取組状況	自己評価
① 機動的・柔軟な調達手続の改善	● 政府調達手続に関する運用指針の改正 ● 英国等のDMP調査研究 ● オープンソース化・アジャイル調査研究	概ね順調	✓ 政府調達手続に関する運用指針の見直しを行い、意見招請の省略等による調達事務の効率化を図るとともに、DMPを利用した迅速な調達を実現可能とする基盤を整えた。 ✓ DMPの一層の利便性向上、オープンソース・アジャイル開発の活用を目的に、国内外における活用状況及び制度上の課題等の調査を行った。
② システム調達における発注者側の能力向上	● 相談窓口対応の継続 ● 調達仕様書と要件定義書の標準テンプレート改訂	概ね順調	✓ 標準テンプレート提供や過去の相談をQ&A集にまとめることで、相談者が自己解決できる環境の充実を図った。 ✓ さらなる取組のため、人員補強も検討を進める。
③ 中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大	● DSU企業加点措置の各府省等展開 ● プロポーザル型企画競争方式の各府省等展開 ● 損害賠償請求規定の上限設定（一部限定）	順調	✓ プロポーザル型企画競争方式の活用により、デジタル庁内における中小・スタートアップ企業の契約数、契約金額ともに増加の傾向にある。今後は各府省等への効果波及が期待される。 ✓ DSUへの加点措置の浸透で、さらなる中小・スタートアップ企業の契約数、契約金額の増加が見込まれる。
	● DMP本格運用に向けた調整	順調	✓ 各府省等と制度面の調整を行い、円滑なDMP本格運用を開始するためのガイドライン等の整備を行った。 ✓ 新たな調達手法として着実に根付かせていく必要がある。
④ ベンダーロックインの排除	● 防止のためのチェックリストの活用促進 ● プロポーザル型企画競争方式の活用や調達仕様書テンプレート等の導入	概ね順調	✓ チェックリストの活用促進を継続。 ✓ 一者応札の案件は昨年度から横ばい。 ✓ これまでの取組の効果検証を実施の上、対策の検討を行う。
⑤ 内部統制等による透明性の確保	● 相談窓口設置（再掲） ● 技術的対話方式の各府省等展開 ● デジタル庁内の変更契約運用マニュアル改訂	道半ば	✓ 調達をサポートする各組織の専任の職員が少なく、引き続き人員補強とともにAIを活用した事務の効率化の検討を進める必要がある。 ✓ 技術的対話について、各府省等の判断で自走して調達が可能となるよう制度周知を実施。 ✓ デジタル庁内の変更契約の事務について、より公平性・透明性を確保するためのマニュアルの整備を行った。

令和7年度の施策に対する主な取組成果

施策の方向性	令和7年度の主な取組成果	取組状況	自己評価
① 機動的・柔軟な調達手続の改善	● アジャイル開発の利用環境整備 ● オープンソース化・OSS利活用の推進 ● 総合評価落札方式1：3の見直し ● 電子調達システム（GEPS）を通じた電子契約書の締結率向上の取組 ● アジャイル開発における準委任契約のあり方 ● 年間調達計画の内容充実	 順調	✓ アジャイル開発、オープンソース化・OSS利活用について、有識者の提言を踏まえて翌年度以降の施策の方向性が定まった。 ✓ 総合評価落札方式について従来の要件の見直し等を行い、制度の柔軟性を向上させ、案件特性に応じた競争性のある調達の実現に寄与した。 ✓ 電子契約が促進され、契約手続の迅速化に寄与している。 ✓ アジャイル開発における準委任契約のあり方、年間調達計画の内容充実に関する取組は行われていない。
② システム調達における発注者側の能力向上	● 発注者能力向上を目的としたデジタル庁内での研修開催、相談窓口対応 ● 令和7年度 国内主要産業における情報システムの開発・運用保守等に係るコスト抑制策の事例研究 ● 業界団体を対象とした情報システム調達改革に係るアンケート調査 ● 調達資料等の標準テンプレートに関連する新規資料作成	 概ね順調	✓ 官公庁に置き換えた際に考え得るコスト抑制策をフェーズ毎に整理し、国におけるコスト抑制策の検討の下地ができた。 ✓ アンケート調査では民間事業者の予定価格に関する期待や調達計画の透明性への不満、損害賠償金額の上限設定への参加促進効果が確認された。 ✓ 令和7年度の相談件数は107件と令和6年度比で約29%減少しており、知見の蓄積及びFAQの定着が要因と考えられる。
③ 中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大	● DSU加点措置の効果検証 ● 損害賠償金額の上限設定	 順調	✓ DSU企業への加点措置を設けた調達件数は増加しているが、応札があった件数は昨年度から横ばいとなっている。 ✓ 損害賠償金額の上限設定のため、会計法を所管する財務省と継続的に協議を実施している。
	● DMPを活用した調達のさらなる普及促進	 順調	✓ リリース時より登録数を増やしており、特に事業者の7割以上が中小・スタートアップ企業となっている。 ✓ 実証事業においては、システム面において利用上支障となる問題は発見されず、市場調査や仕様検討といった調達前段階においては事業者・サービス比較を効率的に行える有用なシステムであると一定の評価を得た。
④ ベンダーロックインの排除	● ベンダーロックイン排除に向けた取組	 順調	✓ ベンダーロックイン防止チェックリストの活用やプロポーザル型企画競争を導入した令和5年度以降、「競争性のある契約」の割合が増えており、ベンダーロックイン排除の取組が成果に結びついていると考えられる。

過年度施策の概要

令和6年度・令和7年度に行われた取組の概要

施策の方向性	令和6年度の取組	令和7年度の取組
①機動的・柔軟な調達手続の改善	✓ 政府調達手続に関する運用指針の改正 ✓ 英国等のDMP調査研究 ✓ オープンソース化・アジャイル調査研究	✓ アジャイル開発の利用環境整備 ✓ オープンソース化・OSS利活用の推進 ✓ 総合評価落札方式1：3の見直し ✓ 電子調達システム（GEPS）を通じた電子契約書の締結率向上の取組 ✓ アジャイル開発における準委任契約のあり方※未実施 ✓ 年間調達計画の内容充実※未実施
②システム調達における発注者側の能力向上	✓ 相談窓口対応の継続 ✓ 調達仕様書と要件定義書の標準テンプレート改訂	✓ 発注者能力向上を目的としたデジタル庁内での研修開催、相談窓口対応 ✓ 令和7年度 国内主要産業における情報システムの開発・運用保守等に係るコスト抑制策の事例研究 ✓ 業界団体を対象とした情報システム調達改革に係るアンケート調査 ✓ 調達資料等の標準テンプレートに関連する新規資料作成
③中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大	✓ DSU企業加点措置の各府省等実施 ✓ プロポーザル型企画競争方式の各府省等展開 ✓ 損害賠償請求規定の上限設定（一部限定） ✓ DMP本格運用に向けた調整	✓ DMPを活用した調達のさらなる普及促進 ✓ DSU加点措置の効果検証 ✓ 損害賠償金額の上限設定
④ベンダーロックインの排除	✓ 防止のためのチェックリストの活用促進 ✓ プロポーザル型企画競争方式の活用や調達仕様書テンプレート等の導入	✓ ベンダーロックイン排除に向けた取組
⑤内部統制等による透明性の確保	✓ 相談窓口対応の継続（再掲） ✓ 技術的対話方式の各府省等展開 ✓ デジタル庁内の変更契約の運用マニュアル改訂	—

①「機動的・柔軟な調達手続の改善」についての今後の方向性

全体の方向性

- ✓ 電子契約書や総合評価落札方式などの柔軟な手続を実現する選択肢の積極的な展開を各府省庁に実施
- ✓ アジャイル開発、オープンソース化・OSS利活用等について、案件特性に応じた適切な手法を選択・適用できる環境を整備し、まずはパイロットプロジェクトの実施等を通じて具体的な取組を推進する

特に注力する取組

アジャイル開発の利用環境整備

- ✓ アジャイルCoEの組成といった体制面整備のうえパイロットプロジェクトを選定・実施する
- ✓ 標準化のための制度整備、組織としてのナレッジ蓄積、アジャイル開発の担い手の拡大といった、制度・組織・人材の3本の柱に基づく取組を順次実施する

オープンソース化・OSS利活用の推進

- ✓ オープンソース化・OSS利活用促進のためデジタル庁内にOSPOを設立する
- ✓ リスク制御のためのガバナンスと運用設計、横断的な組織体制構築、コミュニティの参画、人材育成を柱として取組を推進する

① 機動的・柔軟な調達手続の改善

主な取組成果（令和6年度の取組）

● 英国等諸外国におけるDMPの活用状況と制度の調査

- 令和7年3月に運用が開始された日本版DMP整備のための参考として、先行して運用されている英国等諸外国におけるDMPの活用状況及び制度内容を調査・整理し、その結果を取りまとめた。

テーマ	フレームワーク合意形成	DMPの機能	DMP運営の基盤づくり	英国における課題
調査結果サマリ	直接発注による調達迅速化 英国ではフレームワーク合意後のコールオフ契約時に直接発注が可能で、サービス選定後の契約手続の迅速化が実現	DMPへの各種機能集約 英国ではDMPにバイヤー・サプライヤー間の契約締結・フィードバック機能等、サービス選定以外にも使える機能が整備	体制整備と改善の仕組み化 ・英国では制度・システムともにCCSの限られた内部人材で運営 ・英国はユーザーのフィードバック等をもとに定期的にフレームワーク合意制度等の改訂を実施	自治体の利用促進の途上 ・英国の各府省等はDMPの利用が強く推奨され、高い利用率を誇る ・自治体に対してはCCSの権限が及んでおらず、自治体の利用率向上は英国でも課題
課題	日本版DMPでは従来の調達手続より迅速化が図られているものの、現時点ではカタログサイトにとどまっており、サービス選定後は従来通りの契約手続が必要	・日本ではサービス選定後の契約時に、DMPから離れて個別システム等を通して従来通りの手続を踏むことが必要 ・将来的にDMPが備えるべき機能を精査することが必要	DMPは令和6年にカタログサイトがリリースされ、今後DMPの将来像を検討していく状況であり、デジタル庁内として備えるべき体制や仕組みの検討が必要	・DMPによる調達迅速化や調達多様化を実現するにはユーザー数や成約数を増やすことが重要 ・今後、各府省等及び自治体に対し、どのようにDMPの利用を促していくか、戦略の検討が必要
対応方針	DMPが有する調達迅速化の効果を最大限発揮するため、フレームワーク合意制度の創設や個別契約時の簡易手続の実現を検討	英国等の事例を参考に、日本版DMPのあるべき姿を検討し、同姿を実現するために必要な機能を洗い出し、改修に向けた計画を策定	左記1と2は実現に一定の時間を要するため、並行して日本版DMPのあるべき姿を構想し、その実現に必要な体制や仕組みを検討	・ユーザー向け説明会や自治体との実証実験等、ユーザーのDMP参入支援 ・バイヤーとサプライヤーのマッチング支援等、DMP参入後のユーザーの成約増に向けた支援実施

成果

- 英国等におけるDMPの制度・運用実態を調査し、日本版DMPの検討に当たり参考となる知見や課題を整理した

今後の方針

- 調査で得られた知見を踏まえ、日本版DMPのあるべき姿を検討するとともに、その実現に必要な機能、体制及び仕組みの具体化を進める

① 機動的・柔軟な調達手続の改善

主な取組成果（令和6年度の取組）

● 先進諸国のアジャイル開発の取組調査と有識者ヒアリング

- 国内外におけるアジャイル開発を実施した調達事例を調査し、従来の開発手法であるウォーターフォールに比べ優位な点の整理、アジャイル開発を官公庁における調達で採用する場合における留意点等について取りまとめ、アジャイル開発を採用する上での重要な要因等の提示を受けた。

諸外国政府における アジャイル推進の背景

- 調査対象国（米国・英国・デンマーク・シンガポール・カナダ）において、政府や公共サービスのデジタル化主導機関又はそれらの評価及び監視機関から行政機関向けのアジャイル関連文書が策定・公表されているが、法的拘束力を持つものではなく開発手法の選択肢の一つとして推進されている。
- 政府自身がアジャイル開発の効果を認めて推進している状況であり、政府調達や契約形態に関するガイドライン等も併せて策定されている。調査対象国においては、コストは基本的に固定としスコープ変動を許容するタイムアンドマテリアル契約（工数単価方式）が主流であり、アジャイル開発の本質と適合する契約形態である。

調査結果及び考察

- 国内外事例ともに、ユーザーニーズへの柔軟な対応を第一目的として適用を行っていること、また、今日までの継続適用によりアジャイルが成熟している組織が多いことが読み取れる。調査対象国では、平成22年前後に民間から官への広がりの傾向が読み取れる。
- より良いユーザー体験の提供を目的に機能改善を継続すること、その手段としてアジャイル適用を位置付けること、最初は小さく始めて成功体験を積み、理解者を徐々に増やすことが肝要。また、外部委託先も含めてOne Teamとなり、プロアクティブに開発に関わる姿勢が肝要。

事例調査結果と、国内アジャイルエキスパートの意見を踏まえ提示のあった、日本の政府情報システムにおけるアジャイル開発採用の重要な要因

課題解決・ユーザー理解こそが起点	情熱的で強力なリーダーによる牽引	アジャイルに適した調達プロセス	アジャイル予算確保の仕組み	One Team体制構築・ベンダー交流	小さい成果の積み重ねと理解浸透

成果

- アジャイル開発の採用は一定程度有用である一方、開発規模等、アジャイル開発を効果的に適用できる調達は限定的であることが明らかになった
- アジャイル開発の優位点や留意点等についての知見を得た

今後の方針

- 各事例を踏まえ、アジャイル開発手法を採用する際に必要な留意点等の策定を検討していく必要がある

① 機動的・柔軟な調達手続の改善

主な取組成果（令和6年度の取組）

● 先進諸国のオープンソース化、OSS利活用に係る調査と有識者ヒアリング

- オープンソース化、OSS利活用について、先進諸外国における目的・意義、取組の影響等につき、調査研究を実施。

	主な期待効果	主な課題・リスク	主な解決策
オープンソース化	• システムの品質向上 • 開発の効率化・迅速化 • 政府情報システムの透明性向上 • 相互運用、標準化の促進 • ベンダーロックインの排除 • イノベーション促進 • コストの削減 • ベンダーにとってのビジネス機会拡大	• 発注者側がオープンソース化の推進に適した文化・マインドでない • 発注者側スキル人材の不足 • コミュニティが活性化せず、品質が向上しないリスク • 需要のないソースコードのオープンソース化により再利用されないリスク • 脆弱性等セキュリティの対策が必要 • 利用・編集・再配布等に関するライセンス問題の発生 • ベンダーや政府職員によるオープンソース化に対する抵抗感の発生 • 体制、メンテナンス費用等従来よりコスト増となるリスク	• 調達に関するポリシーの制定によるオープンソースマインドの醸成 • 教育による政府職員のデジタル意識の向上、理解促進/IT人材の雇用 • IS化/OSS化それぞれに適したソフトウェアを選定した上での公開 • オープンソース化に関するガイドラインや開発ルールの整備 • オープンソースの採用やメンテナンスにかかるガイド等のルール・チェックリストの作成 • 法令やポリシーによる義務付けや推奨、調達要件によるベンダー適応の促進 • オープンソース化時の適用ライセンスの整備 • オープンソースのサポート体制整備　等
OSS利活用	• 保守の容易化 • コスト効率の向上　等	• 互換性の問題が生じるリスク • ライセンス問題が生じるリスク • 利活用するOSSの特性によっては不具合対応やセキュリティ向上が不十分となるリスク • 従来より契約・管理等の負荷が上がることによるコスト増加のリスク	• 安全性や再利用可能性等を考慮し、利活用を推進する対象OSSの明確化 • 調達に関する考慮事項等の明確化 • セキュリティ対策を強化する運用保守体制・対処ルールの整備 • SBOMの作成・管理 • ライセンスに関するルールや体制の構築 • 管理体制の整備とそれに適した人材の雇用・配置　等

成果

- 諸外国では義務化又は政府方針として推奨している事例があることを把握した
- 主な期待効果、課題・リスク、解決策に関する知見を整理した

今後の方針

- 調査結果を踏まえ、まずは政府において採用するに当たって必要な課題を再整理した上で、全体的な方向性を決めていく必要がある

① 機動的・柔軟な調達手続の改善

主な取組成果（令和6年度の取組）

● 政府調達手続に関する運用指針の改正（DMP導入に伴う調達期間短縮等の運用指針整備）

- DMPの特性に沿った調達ルール整備及び情報システムに係る意見招請の実施義務を任意とするため、各府省等と協議を行い、以下のとおり「政府調達手続に関する運用指針等（自主的措置）」の改正が行われた。

DMPを用いた調達を行う場合に係る改正

	変更前	変更後
意見招請	意見招請の対象	対象外へ
入札の評価	一律「総合評価落札方式」を使用して調達を行う	「最低価格落札方式」による調達も可能
公告期間	指名競争入札に付そうとする際、入札公告の日から逆算して50日以上入札まで期間を空けなければならない	電子的手段により調達を行う場合には、公告期間を25日まで短縮可能
随意契約の官報公告	「別紙4」：契約予定日の少なくとも20日前 「別紙5」：契約の予定日の少なくとも40日前 に官報に必要事項を記載の上随意契約による旨を公告する	官報による公告を省略可能

情報システム調達全般に係る改正

	変更前	変更後
意見招請	一律意見招請の対象	運用保守等、意見の提出が想定されないものは任意

※別紙4（日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置）及び別紙5（日本の公共部門における電気通信機器及びサービスに関する措置）に該当する調達を行う場合

成果

- 政府調達手続に関する運用指針の見直しを行い、意見招請の省略等による調達事務の効率化を図るとともに、DMPを利用した迅速な調達を実現可能とする基盤を整えた

今後の方針

- 左記内容を含め、運用上の課題が確認された場合には、必要な見直しを検討する

参考：内閣官房「政府調達の自主的措置に関する関係省庁等会議」（https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/chotatsu/index.html）

① 機動的・柔軟な調達手続の改善

主な取組成果（令和7年度の取組）

● アジャイル開発の利用環境整備

- 情報システム調達の際に「アジャイル開発」を採用することが効果的なプロジェクトを判断するための基準や留意点等につき、有識者の意見等を踏まえて整理するため、「アジャイル開発に関する有識者検討会」を開催した。

	アジャイル開発の採用環境整備に向けたポイント	令和8年度以降の施策の方向性
制度	アジャイル開発は既存のウォーターフォール開発の予算請求・調達・監査等のプロセスの中で整合しない場面が多く、担当者がプロジェクトごとに個別に対応することで逆に負担が増大する。 →個別対応の負担を取り除くため、アジャイル開発に共通するプロセスをデジタル庁全体で標準化することが鍵となる。	調達仕様書や準委任契約における契約書等のひな形作成、アジャイル開発の知見を有するベンダーを整理したベンダープールの作成・運用、及びプロジェクト横断で活用できる開発環境・ツール（プロダクトバックログ管理、ソースコード管理、CI/CD、ドキュメント管理等を一体的に設定できる環境やツール）の整備に取り組む。
組織	デジタル庁内では定期的な人事異動が発生するため、プロジェクトで得た知見が担当者個人にとどまり、組織のナレッジとして蓄積されないリスクがある。 →継続的にアジャイル開発を実践するためには、個人の判断や工夫を組織のナレッジに変える仕組みの構築が重要である。	アジャイル開発に関するナレッジを蓄積・活用し、体制や調達のあり方を含め、デジタル庁の組織特性に即した進め方へと改善するため、まずアジャイルCoEを組成し、横断的に支援する体制を整備する。そのうえで、パイロットプロジェクトを実施し、得られた知見をデジタル庁内で継続的に蓄積・活用する仕組みを構築する。
人材	アジャイル開発はウォーターフォール開発とは異なる価値観を前提としており、プロジェクト関係者の理解とスキルが成否を左右するが、現状では上位職（予算承認等）、現場担当者、会計担当者（契約関連）のアジャイル開発に関する理解やスキルが不十分である。 →各役割が担う責任に応じてアジャイル開発への理解を深め、組織としてアジャイル文化を定着させることが重要である。	上位職・現場担当者・会計担当者それぞれの役割に応じた理解促進・スキル向上を図ることで、アジャイル開発及び調達手続に係るプロセスの円滑化を目指す。アジャイルCoE等の特定人材に依存せず、組織全体でアジャイル開発に取り組む担い手の拡大を行い、組織としてのアジャイル文化の定着を目指す。

成果	• アジャイル開発の採用を進める上での課題及び成功要因を整理し、「制度」「組織」「人材」の三つの観点から今後の施策の方向性を具体化した
今後の方針	• まずは庁内にて、アジャイルCoEの組成といった体制面を整備した上で、パイロットプロジェクトを選定・実施し、アジャイル開発に関するナレッジを蓄積していくことを想定し、今後、庁内関係部署と連携をしていく

参考：アジャイル開発に関する有識者検討会（https://www.digital.go.jp/councils/procurement-agile-opensource/agile-review-meeting）

① 機動的・柔軟な調達手続の改善

主な取組成果（令和7年度の取組）

● オープンソース化・OSS利活用の推進

- 今後、デジタル庁において実際にオープンソース化及びOSS利活用を行うに当たって検討すべき課題や方針等につき、有識者検討会での議論を通じて調査研究を行った。

オープンソース化・OSS利活用の目的		課題と対策方針		今後の施策の方向性
政府・自治体のシステム開発における重複投資の削減	• 行政システムの構築において構成要素となるソフトウェアのオープン化により再利用を促し、システム開発の効率化、工数の削減につなげることができる。	ガバナンスと運用設計	• OSSは自由な改変・改良が可能である一方、管理が自己責任。ライセンス違反や脆弱性による法務・セキュリティ上の深刻なリスクの可能性。 ⇒リスク制御のためのガバナンス（ルール）と運用設計（仕組み）を検討する必要	• オープンソース化・OSS利活用方針を整理し、ライセンス方針、公開基準及びセキュリティ要件を明確化する。 • セキュリティチェックの対応プロセス等、組織としてのルールと仕組みを整備する。
同じ機能を活用することによるシステムの標準化	• OSSによる共通構成要素の活用を通じてシステム連携等における相互運用性など、システムの標準化に貢献する。	OSPO設立と体制構築	• OSS推進には、全プロジェクトに共通の対応事項があり、高度な専門性を要する判断が求められる。 ⇒横断組織が中心となって取り組むことが合理的	• OSPO設立を念頭に、組織図・権限・報告ラインの整備や責任範囲の明確化を行う。 • OSPO責任者、PJ担当、法務・コンプライアンス担当などの有志メンバーを選定する。
社会全体におけるオープンソースコミュニティへの貢献	• 公開ソフトウェアの活用で社会がさらに効率化されるならばこれを公開する意義がある。 • 様々な関係者からの意見を取り入れてソフトウェアを共創していく際にもベースとなるソフトウェア公開が有効。	コミュニティの醸成・活用	• OSSの推進にはコミュニティという集合知の力が欠かせない。 ⇒多種多様な参加者の貢献によって支えられ成長していくOSSのコミュニティへ積極的に参画するべき	• デジタル庁の内部コミュニティの醸成を行い、オープンソース化・OSS利活用に関する外部コミュニティへの参加、国際会議やプロジェクトへの関与も推進していく。
		人材の育成	• OSS領域に精通した人材は限られており、デジタル庁の既存職員のみで十分な体制を構築することは容易ではない。 ⇒内部人材の育成戦略が不可欠	• 内部人材の計画的かつ段階的な育成のため、体系的に整理したスキルモデルを設定し、教育プログラムの設計及び人材育成計画の策定を行う。

成果	• 「ガバナンスと運用設計」「OSPO設立と体制構築」「コミュニティの醸成と参画」「人材の育成」の観点から施策の方向性を整理した
今後の方針	• デジタル庁にOSPOを設置することを念頭に、今後、庁内関係部署と連携していく

参考：オープンソース化・OSS利活用に関する有識者検討会（https://www.digital.go.jp/councils/procurement-agile-opensource/opensource-review-meeting）

① 機動的・柔軟な調達手続の改善

主な取組成果（令和7年度の取組）

● 総合評価落札方式1：3の要件見直し

- 情報システム調達における総合評価落札方式について、価格点：技術点＝1：3を適用するための要件について、現在の情報システムの前提とする仕様や技術水準（クラウドサービス利用等）に即した要件となるよう令和7年12月1日付で制度改正を行った。

価格点：技術点＝1：3

改訂前の要件（5要件）		改訂後の要件（3要件）
存置	システム化対象の業務の実施方法や内容が複雑かつ多岐にわたるもの	システム化対象の業務の実施方法や内容が複雑かつ多岐にわたるため、高い機能設計能力が求められるものであること
削除	技術的構造の異なる複数の情報システムと連携するもの ✓ オンプレミス前提の当時（平成25年）とは違い、クラウドサービス上でのシステム利用が一般的であり、現状と乖離。 ✓ 他システムとの連携は当然のものとなっている。	
修正	制度・業務の見直し等に伴う頻繁な機能改修を伴うもの ✓ 当該調達に、機能改修を含む必要があるものと誤認するおそれがある。	制度・業務の見直し等に伴う頻繁な機能改修が想定され、これに対応可能な高いシステム構造設計能力が求められるものであること
削除	大規模なプロジェクトで多人数の要員へ高度な統制力が必要なもの ✓ 規模の大小に関わらず、小規模でも連携する情報システム等が多数存在するものもあり、高度な統制力を必要とする場合もある。	
存置	連携、統合等を行う情報システムや関係組織が多く存在するもの	連携、統合等を行う情報システムや関係組織が多く存在するため、高いプロジェクト管理能力が求められるものであること

価格点：技術点＝1：2

新設

左記二つの要件を満たす場合
価格点：技術点＝1：2
の総合評価落札方式が可能

✓ 例えば、関係組織自体は多くないものの、取り扱う情報が重要・複雑なシステム等の場合

成果

- 旧5要件について、技術環境の変化等により使いづらい部分があったが、要件の見直し、新たな類型の設置により、総合評価落札方式を適用しやすくなった

今後の方針

- 今後の動きとして、各府省等における適用事例を収集の上、要件適用の判断指針となるガイドライン等の各府省等への展開を検討中

① 機動的・柔軟な調達手続の改善

主な取組成果（令和7年度の取組）

● 電子調達システム（GEPS）を通じた電子契約書の締結率向上の取組

- 電子契約のメリットや電子契約の流れ、マニュアルの掲載場所や問い合わせ先等を記載した電子契約促進ビラを作成した。
- 令和7年10月より電子契約促進ビラをデジタル庁ホームページの調達情報に掲載し、契約の際に電子契約を行っていない事業者に配布した。

「電子契約」の割合の変化（令和6年度～令和7年度）

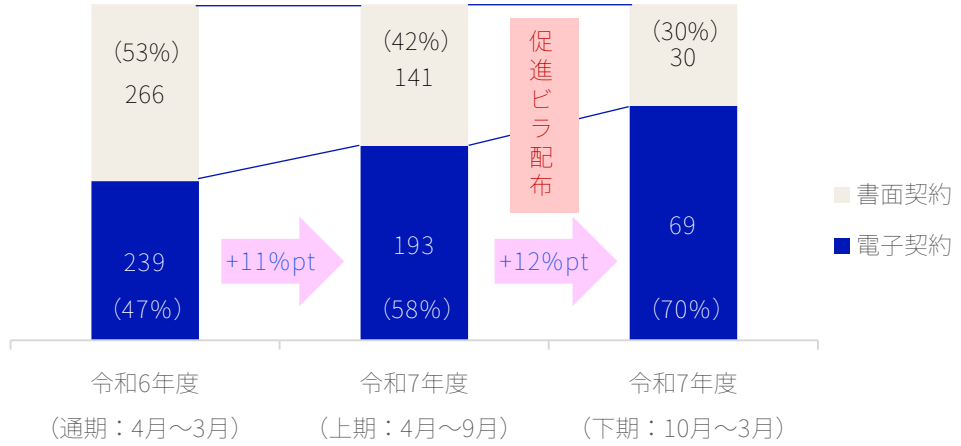

電子契約促進ビラ（一部）

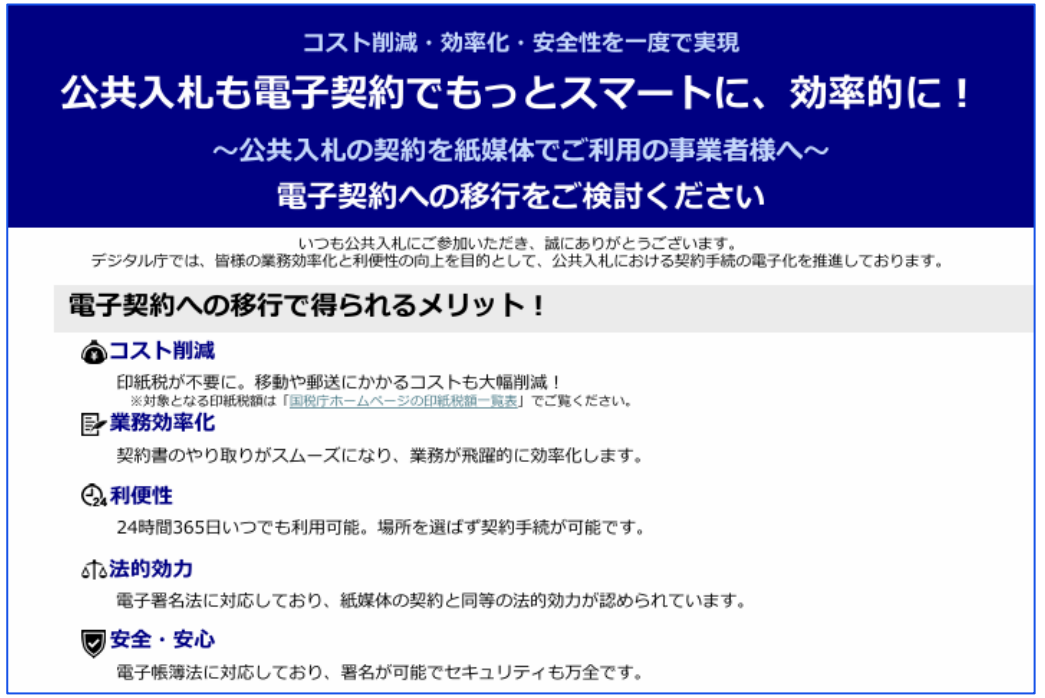
コスト削減・効率化・安全性を一度で実現

公共入札も電子契約でもっとスマートに、効率的に！

～公共入札の契約を紙媒体でご利用の事業者様へ～

電子契約への移行をご検討ください

いつも公共入札にご参加いただき、誠にありがとうございます。
デジタル庁では、皆様の業務効率化と利便性の向上を目的として、公共入札における契約手続の電子化を推進しております。

電子契約への移行で得られるメリット！

コスト削減
印紙税が不要に。移動や郵送にかかるコストも大幅削減！
※対象となる印紙税額は「国税庁ホームページの印紙税額一覧表」でご覧ください。

業務効率化
契約書のやり取りがスムーズになり、業務が飛躍的に効率化します。

利便性
24時間365日いつでも利用可能。場所を選ばず契約手続が可能です。

法的効力
電子署名法に対応しており、紙媒体の契約と同等の法的効力が認められています。

安全・安心
電子帳簿法に対応しており、署名が可能でセキュリティも万全です。

成果

- 電子契約促進ビラの掲載・配布後、電子契約割合は令和7年度上期58%から下期70%へ上昇しており、電子契約の利用拡大が確認された。ビラ配布を含む取組の寄与については、今後の推移も踏まえて確認する

今後の方針

- 電子契約割合の推移を継続的に把握するとともに、書面契約が継続している要因を確認し、必要な利用促進策を検討する

過年度施策の概要

令和6年度・令和7年度に行われた取組の概要

施策の方向性	令和6年度の取組	令和7年度の取組
①機動的・柔軟な調達手続の改善	✓ 政府調達手続に関する運用指針の改正 ✓ 英国等のDMP調査研究 ✓ オープンソース化・アジャイル調査研究	✓ アジャイル開発の利用環境整備 ✓ オープンソース化・OSS利活用の推進 ✓ アジャイル開発における準委任契約のあり方 ✓ 年間調達計画の内容充実 ✓ 総合評価落札方式1：3の見直し ✓ 電子調達システム（GEPS）を通じた電子契約書の締結率向上の取組
②システム調達における発注者側の能力向上	✓ 相談窓口対応の継続 ✓ 調達仕様書と要件定義書の標準テンプレート改訂	✓ 発注者能力向上を目的としたデジタル庁内での研修開催、相談窓口対応 ✓ 令和7年度 国内主要産業における情報システムの開発・運用保守等に係るコスト抑制策の事例研究 ✓ 業界団体を対象とした情報システム調達改革に係るアンケート調査 ✓ 調達資料等の標準テンプレートに関連する新規資料作成
③中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大	✓ DSU企業加点措置の各府省等実施 ✓ プロポーザル型企画競争方式の各府省等展開 ✓ 損害賠償請求規定の上限設定（一部限定） ✓ DMP本格運用に向けた調整	✓ DMPを活用した調達のさらなる普及促進 ✓ DSU加点措置の効果検証 ✓ 損害賠償金額の上限設定
④ベンダーロックインの排除	✓ 防止のためのチェックリストの活用促進 ✓ プロポーザル型企画競争方式の活用や調達仕様書テンプレート等の導入	✓ ベンダーロックイン排除に向けた取組
⑤内部統制等による透明性の確保	✓ 相談窓口対応の継続（再掲） ✓ 技術的対話方式の各府省等展開 ✓ デジタル庁内の変更契約の運用マニュアル改訂	—

②「システム調達における発注者側の能力向上」についての今後の方向性

全体の方向性

- ✓ 勉強会、説明会、相談窓口などの取組を継続し、職員の自己解決能力の育成を推進する
- ✓ 業界団体からのアンケート結果をもとに、参入しやすい制度の在り方について、物価高騰・情報開示・損害賠償金の主に3点に関して検討を進める

特に注力する取組

物価高騰への対処	✓ 物価変動に柔軟に対応できる仕組み、調達予算・契約金額の柔軟化等の制度の導入を検討する
調達計画の情報開示粒度の向上	✓ 調達計画の予見可能性向上のため、調達フェーズの予定時期・事業目的・技術要件等は標準的な掲載項目として整備し、更新頻度についても見直す
損害賠償金額の上限設定	✓ 損害賠償金の上限設定がされた際には参画意欲向上が見込まれるため、上限設定の条件・損害範囲等の論点を整理する

②システム調達における発注者側の能力向上

主な取組成果（令和6年度の取組）

● 相談窓口の継続実施

- 令和5年度に開始した、発注担当者からの調達及び法令関連等の相談受付を継続している。

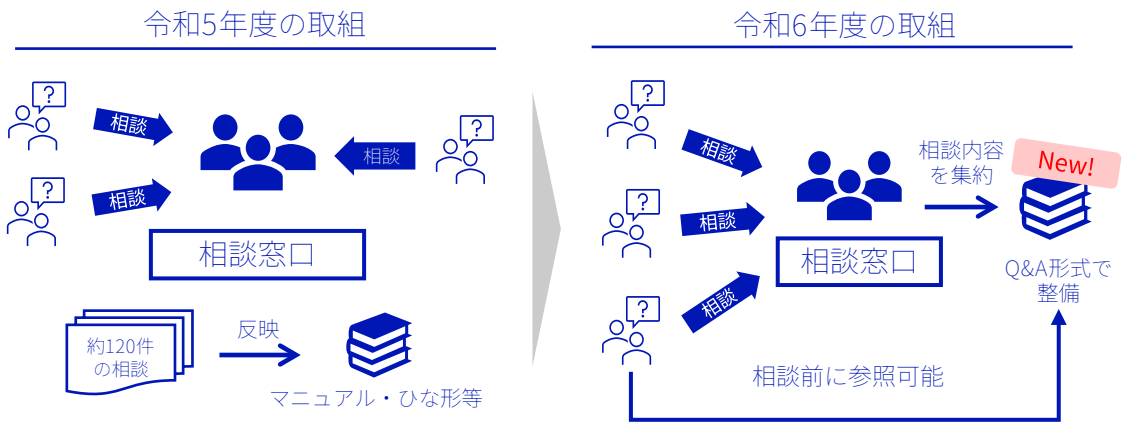

成果	• 令和6年度の相談件数は約150件であり、令和5年度と比較して相談件数は25%増加した • 過去の相談をQ&A集にまとめることで、相談者が自己解決できる環境の充実を図った
今後の方針	• 相談窓口は残しつつ、相談者自身で自己解決可能な環境のさらなる充実を図る

● 調達資料等の標準テンプレート改訂

- 令和5年度にデジタル庁内に展開していた調達仕様書と要件定義書の標準テンプレートを、令和6年6月より、標準ガイドライン群の添付資料として公開した。
- デジタル庁内向けに、総合評価基準書の作成時や審査時に留意すべき事項についても整理した。

デジタル庁サイトでの標準テンプレートの公開

DS-120 デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック

本文（PDF／24,413KB）（2026年7月15日更新）
統合版（PDF／Wordファイル）（ZIP／40,941KB）（2026年7月15日更新）

- 策定日または最終改定日：2026年6月12日
- ドキュメントの位置づけ：Informative
- 概要：標準ガイドライン、標準ガイドライン付属文書及び標準ガイドライン解説書の下位文書として、これまで得られたノウハウや教訓等を盛り込んだ実践的な参考文書

参照:https://www.digital.go.jp/resources/standard_guidelines

成果	• 調達業務の標準化・均質化に向けた基盤を整備した
今後の方針	• 令和7年度以降も、各府省等の指摘や要望をもとに改定することを予定している • 補強ツールとしての域を出ていないため、今後の取組については継続検討が必要

②システム調達における発注者側の能力向上

主な取組成果（令和7年度の取組）

● 各種勉強会・説明会の開催、相談窓口の実施継続

- 発注担当者からの調達・法令関連等の相談受付、FAQの資料共有による自己解決環境の整備や、会計制度・調達手続等に関する実務者向け勉強会・説明会を令和6年度から継続して実施した。
- 勉強会は令和7年9月から1か月間、会計・予算、調達手続、知的財産権等の幅広いテーマで実施した。

令和7年度の勉強会・説明会における取組

勉強会・説明会開催の周知連絡

勉強会・説明会実施の様子

令和7年度の相談窓口における取組

デジタル庁全体における相談件数

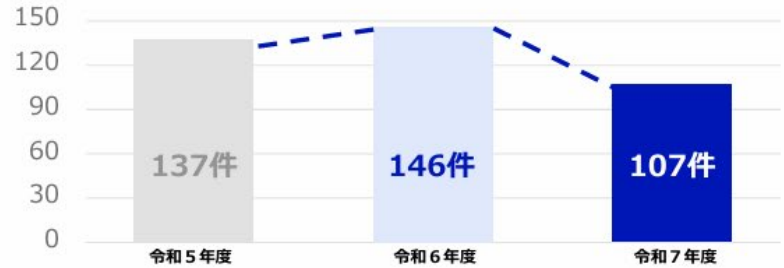

成果

- 令和7年度の相談件数は107件と令和6年度比で約29%減少しており、知見の蓄積及びFAQの定着が要因と考えられる

今後の方針

- FAQの充実・更新により職員の自己解決能力の向上を図るとともに、個別案件への的確な対応体制を構築する
- 勉強会・説明会を継続して実施し、新規入庁者を含む職員の知見共有と実務能力の向上を促進する

②システム調達における発注者側の能力向上

主な取組成果（令和7年度の取組）

● 国内主要産業における情報システムの開発・運用保守等に係るコスト抑制策の事例研究

- 官公庁における情報システムの開発・運用保守等に係るコストの抑制につながる取組方針を検討するため、民間事業者（注）における該当コストの抑制策の事例調査を行った。

コスト抑制策の調査観点

①ベンダーロックインをどのように回避しているか

②見積書の内容や積算根拠等についてどのようにして妥当性を確認しているか

③新たな委託先・取引先をどのように発掘しているか

④発注又は契約を工程ごとに切り分けるといった取組は有効か。発注単位をどのように決定しているか

⑤開発段階や工程ごとに、委任を含めた内製と委託といった手法の使い分けはコスト抑制に有効か

⑥開発、運用・保守等のみならず、発注や契約事務も含めてAI を活用した効率化を行っているか

官公庁の各フェーズにおけるコスト抑制策案

	予算編成フェーズ	調達フェーズ	開発フェーズ（要件定義～リリース）	運用フェーズ
各フェーズにおいて達成したい目的	• 適正なコスト水準の設定（過大・過小の防止） • 予算の最適配分（重要領域への集中） • 無駄・過剰投資の未然防止 • 将来リスクを踏まえた計画の確保	• ベンダー選定の最適化（品質・コストのバランス確保） • 仕様・スコープの適正化 • 契約条件の最適化（長期的コスト・リスクの抑制） • 調達に伴うリスク低減（依存・品質・供給リスクの管理）	• 生産性の向上（標準化・自動化） • 品質確保による後工程コストの抑制（不具合・再修正の削減） • スケジュール遵守によるコスト増加の防止	• 業務効率・生産性の向上 • 無駄コストの削減（最適化） • 投資余力の確保（成長投資への再配分） • サービス品質の安定・向上 • リソース（ヒト・モノ・カネ）の最適配分
民間事業者における取組を踏まえたコスト抑制策案	施策1 調査・検討事項のフォーマット化とレビューによる企画品質の向上 施策2 最適な組織単位での投資判断と評価基準の可視化・継続的改善 施策3 システム刷新戦略による技術的負債の解消とベンダーロックインの回避 施策4 プロジェクト及びシステム特性に応じた発注手法、工程の使分け 施策5 効果の定量評価や技術検証による要求事項の精査・抑制	施策6 過去実績や自社知見を活用した自社見積と事業者との対話による精査 施策7 二段階での委託先審査 施策8 案件ごとのベンダー必須要件の設定及び評価基準の重付け	施策9 アジャイル運用時の体制 施策10 統一開発フォーマットによる流動性確保	施策11 要件に応じた運用ベンダーの選定 施策12 効果測定と改善計画の策定 施策13 一括契約によるスケールメリット創出

成果

- 官公庁に置き換えた際に考え得るコスト抑制策をフェーズ毎に整理し、国におけるコスト抑制策の検討の下地ができた

今後の方針

- 得られた調査結果や官公庁特有の制約・考慮事項も踏まえ、官公庁における情報システムの開発・運用保守等に係るコストの抑制につながる取組施策の検討を進める

②システム調達における発注者側の能力向上

主な取組成果（令和7年度の取組）

● 業界団体に対する「情報システム調達改革に係るアンケート」の実施

- 政府情報システムの調達改革に向け、「物価高騰による公共調達の影響」、「デジタル庁調達計画の情報開示の粒度」、「政府情報システム調達における損害賠償金額の上限設定」の3つの調査テーマについて、業界団体（経団連、新経済連盟、IT連盟、JEITA、JISA）所属の事業者を対象としたWebアンケートを実施した。

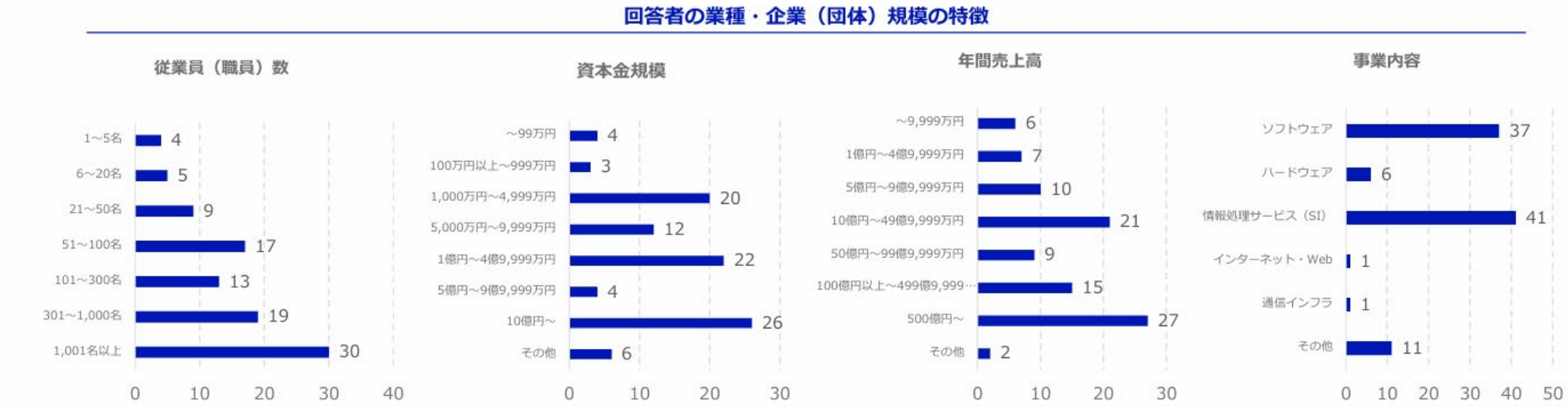

成果

- ITサービスに関連する事業者を中心に97件の回答が得られた
- アンケート内容から事業者の現状や意見を把握することができた

今後の方針

- 収集した調査結果は、令和8年度の情報システム調達改革に向けて、政府情報システムの調達における透明性向上や中小・スタートアップ企業の参入障壁低減に資する参考情報として活用することを想定

②システム調達における発注者側の能力向上

主な取組成果（令和7年度の取組）

● 業界団体に対する「物価高騰の影響に関するアンケート」の取組

- 物価高騰が政府情報システム調達に与える影響を把握するため、物価高騰が事業者の事業運営や公共調達への入札検討へ与える影響と、政府に対する予算措置や制度改善への期待事項について確認を行った。

事業者へ与える影響への関心

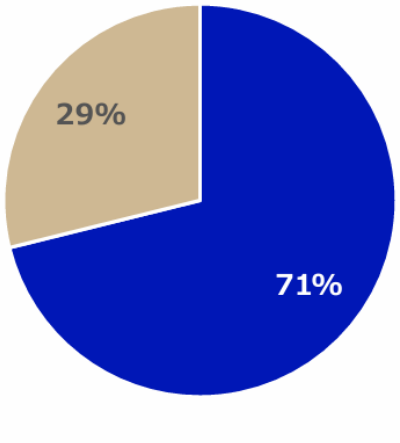

事業運営への影響有無

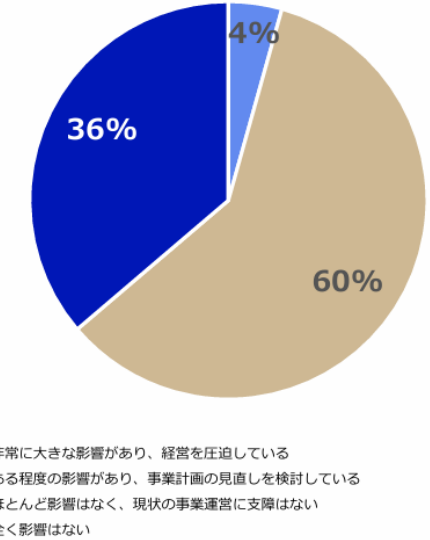

応札時の価格設定や採算性への影響有無

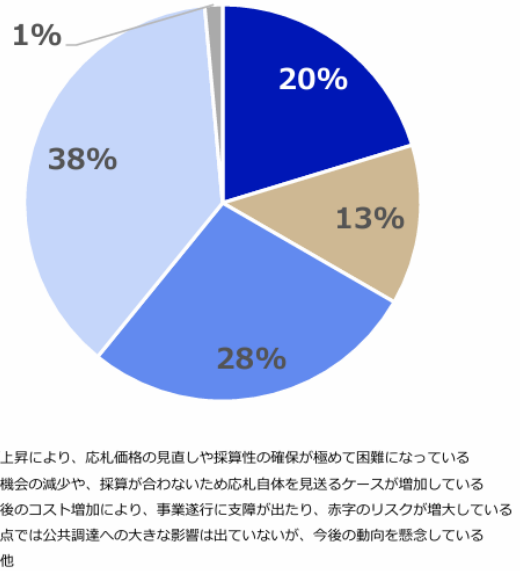

予算措置や制度改善への期待事項

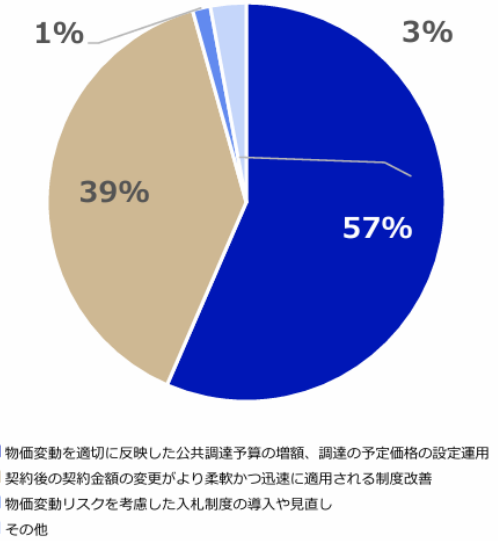

成果

- 物価変動を適切に反映した予算や予定価格（公告時）の柔軟な設定が可能となる制度改善への期待が見られた。具体的には、物価変動を反映可能な仕組みの導入や、物価上昇を反映した調達予算の増額、及び契約期間中の急激な物価・為替変動による契約金額の増額など

今後の方針

- 民間契約の事例も参考にしながら、物価変動に対応した調達制度のあり方について、関係する各府省庁等と連携しつつ検討を進める

②システム調達における発注者側の能力向上

主な取組成果（令和7年度の取組）

● 業界団体に対する「調達計画の情報開示粒度に関するアンケート」の取組

- デジタル庁調達計画の情報開示粒度・更新頻度が事業者の参入判断に与える影響を把握するため、開示粒度・更新頻度に関する要望を収集し、透明性の向上に向けた参考情報として活用することを目的として意見の収集を行った。

開示粒度の見直しへの関心

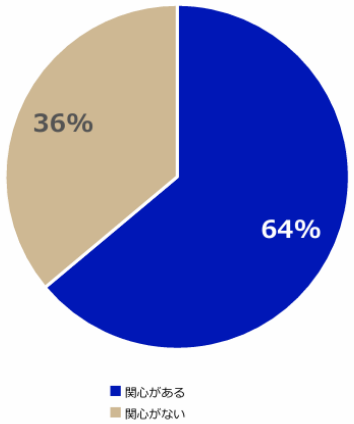

現在の開示粒度の評価

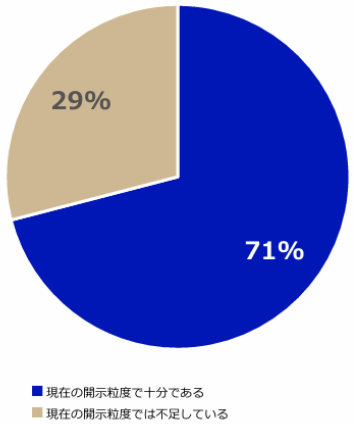

有用な調達計画への追加情報

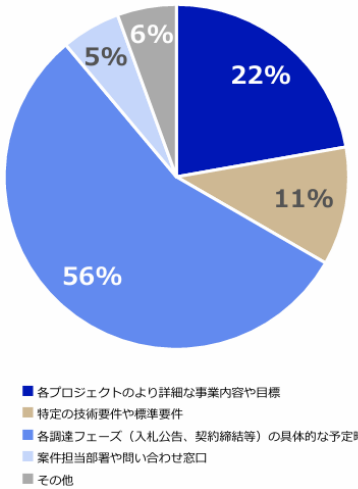

調達計画の更新頻度希望

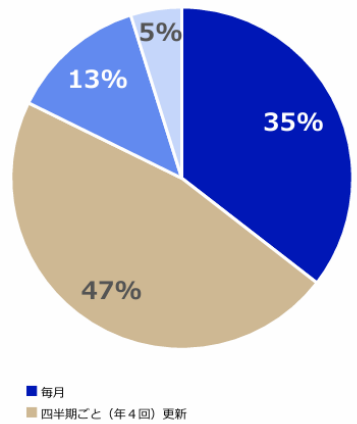

成果

- 関心があると回答した回答者（約6割）のうち約3割は現在の開示粒度を「不足」と感じており、改善余地は一定程度あるという結果
- 調達規模や区分の細分化による透明性の向上を求める声が挙げられており、「調達に係る予定時期の具体化」、「事業の内容や目的」、「技術要件の明示」といった調達計画の予見可能性向上が強く望まれている
- 現状の年間更新からより高頻度での更新が期待されている

今後の方針

- 調達フェーズの予定時期・事業目的・技術要件等を標準的な掲載項目として整備するとともに、更新頻度の見直しについては庁内の所管担務と協議のうえ、対応の方向性を検討し、事業者の予見可能性向上を図る

②システム調達における発注者側の能力向上

主な取組成果（令和7年度の取組）

● 業界団体に対する「損害賠償金額の上限設定に関するアンケート」の取組

- 損害賠償金額の上限が設定されていない現状が事業者の参入判断に与える影響を把握するため、上限設定の必要性・適切な水準・参画意欲への影響等について意見を収集した。

損害賠償金額の上限設定への関心

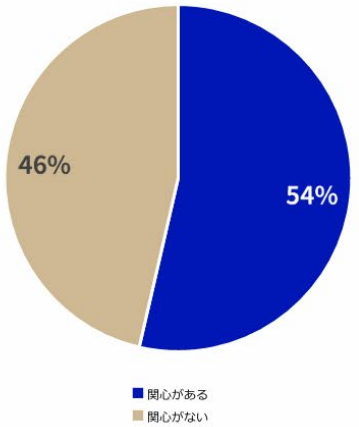

損害賠償金額の上限設定の必要性

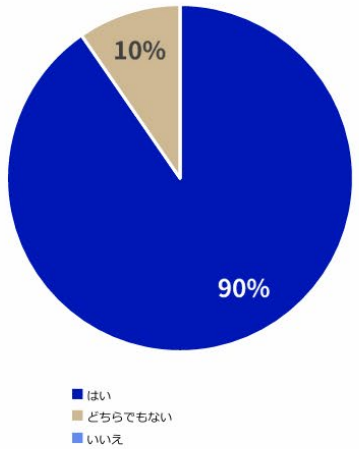

上限金額設定時の参画意欲への影響

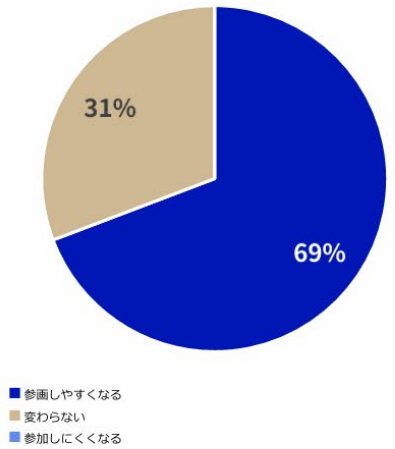

上限金額の未設定に対する懸念・課題

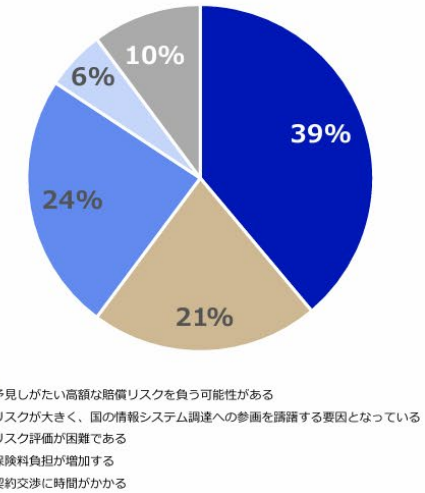

成果

- 損害賠償金額の上限設定への関心を持つ回答者のうち「必要」という回答が約9割を占めており、上限設定の必要性に対する合意度は非常に高い
- 上限設定がされた際には参画意欲が向上するという回答も多く、公共調達に対する事業者の参加促進効果が期待できる
- 上限が未設定であることの懸念・課題はリスクや予見可能性不足といった不確実な損害範囲や費用負担への不安に関する回答であった

今後の方針

- アンケートで示された事業者の懸念や要望を踏まえ、上限設定の条件・損害範囲等の論点を整理しつつ、関係する各府省庁等と連携しながら制度のあり方について引き続き検討を進める

②システム調達における発注者側の能力向上

主な取組成果（令和7年度の取組）

● 調達資料等の標準テンプレートに関連する新規資料作成

- これまで公開していた調達仕様書・要件定義書は、システムの「新規構築」や「再構築」案件を想定して作成していたのに対し、「既存システム改修」案件における調達仕様書・要件定義書の質の向上を目的として、「システム改修」案件における調達仕様書の書き方に関する自主検討を実施し、留意点をまとめたノウハウ文書を整理・作成した。

「改修の調達仕様書作成の留意点」の整備

改修の調達仕様書作成の留意点【本編】
調達仕様書作成時の文書体系や回収要件の反映先文書について、デジタル庁職員が理解できるよう考え方の解説を行っている。
本書を参考に、改修調達時の仕様書を準備する際に作成する仕様や回収要件の記載箇所を検討することに活用されることを想定している。

改修の調達仕様書作成の留意点【別紙】
調達仕様書標準テンプレートの各項目について、システム構築時の仕様書からの更新要否や更新内容、更新時の留意点を整理し纏めている。
別紙を参考に、システム構築時に作成した仕様書一式を改修用案件用に修正を行うために活用されることを想定している。

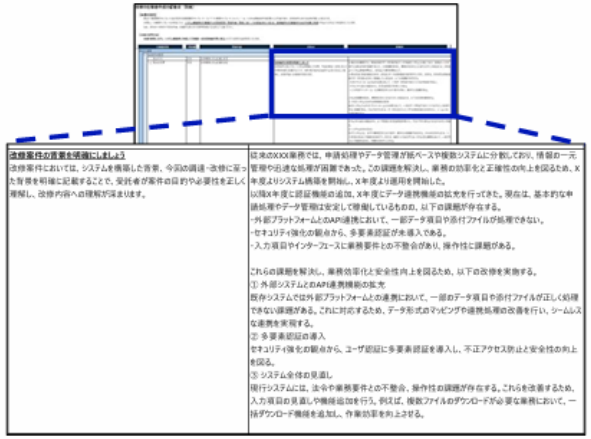

改修の調達仕様書作成の留意点【要件定義書サンプル】
改修要件を記載する要件定義書の様式や記載例を示したサンプルとして内容を纏めている。
サンプルを参考に、要件定義書の作成に活用されることを想定している。

成果

- 既存のシステム要件と改修要件を明示的に区別するための留意点を整理し、令和7年度に「改修の調達仕様書作成の留意点」を作成
- 令和8年度にデジタル庁内向けに先行公開版として共有

今後の方針

- デジタル庁内からのフィードバックを踏まえて文書を継続的にブラッシュアップし、調達仕様書の作成に携わる職員が広く活用できる実践的なノウハウ文書として整備する

過年度施策の概要

令和6年度・令和7年度に行われた取組の概要

施策の方向性	令和6年度の取組	令和7年度の取組
①機動的・柔軟な調達手続の改善	✓ 政府調達手続に関する運用指針の改正 ✓ 英国等のDMP調査研究 ✓ オープンソース化・アジャイル調査研究	✓ アジャイル開発の利用環境整備 ✓ オープンソース化・OSS利活用の推進 ✓ アジャイル開発における準委任契約のあり方 ✓ 年間調達計画の内容充実 ✓ 総合評価落札方式1：3の見直し ✓ 電子調達システム（GEPS）を通じた電子契約書の締結率向上の取組
②システム調達における発注者側の能力向上	✓ 相談窓口対応の継続 ✓ 調達仕様書と要件定義書の標準テンプレート改訂	✓ 発注者能力向上を目的としたデジタル庁内での研修開催、相談窓口対応 ✓ 令和7年度 国内主要産業における情報システムの開発・運用保守等に係るコスト抑制策の事例研究 ✓ 業界団体を対象とした情報システム調達改革に係るアンケート調査 ✓ 調達資料等の標準テンプレートに関連する新規資料作成
③中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大	✓ DSU企業加点措置の各府省等実施 ✓ プロポーザル型企画競争方式の各府省等展開 ✓ 損害賠償請求規定の上限設定（一部限定） ✓ DMP本格運用に向けた調整	✓ DMPを活用した調達のさらなる普及促進 ✓ DSU加点措置の効果検証 ✓ 損害賠償金額の上限設定
④ベンダーロックインの排除	✓ 防止のためのチェックリストの活用促進 ✓ プロポーザル型企画競争方式の活用や調達仕様書テンプレート等の導入	✓ ベンダーロックイン排除に向けた取組
⑤内部統制等による透明性の確保	✓ 相談窓口対応の継続（再掲） ✓ 技術的対話方式の各府省等展開 ✓ デジタル庁内の変更契約の運用マニュアル改訂	—

③「中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大」についての今後の方向性

全体の方向性

- ✓ 制度としては整ってきているため、今後は参入機会拡大への寄与度を効果検証し、真に効果的な制度として整える

特に注力する取組

DMPの利用者及び機能の拡大	✓ さらなる認知拡大及び登録者の増加に向けた取組を行う ✓ カタログサイトとしての機能だけでなく、調達へのハードルを下げるような契約機能等を検討する
DSU加点措置の効果検証	✓ 制度は導入されているものの、依然としてDSUの応札件数は横ばいとなっており、DSUのさらなる参入を進め競争性を確保するための原因究明を行う

③中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大

主な取組成果（令和6年度の取組）

● DSUの公共調達参入機会拡大に向けた評価制度の取組

- DSUからの調達機会を拡大するため、情報システムに係る調達のうち総合評価落札方式においてDSUを加点評価する評価制度を整備し、令和6年度より各府省等において開始した。

情報システムに係る調達におけるデジタル・スタートアップの評価基準例

評価項目例	要求要件	評価区分	得点配分
デジタル・スタートアップ	次の要件を全て満たす事業者であること ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業者（みなし大企業を除く）であること ② 設立から10年未満であること（調達する案件の内容・性質等を踏まえ、設立から15年未満とすることも可能） ③ 情報システムに関連した先進技術やアイデアをもって当該事業に主体的に取り組み、今回の調達を実績として今後事業拡大することができる事業者であること	加点	5%～20%

デジタル庁における令和６年度スタートアップ加点方式の導入状況

項目	令和５年度 件数	令和５年度 割合	令和６年度 件数	令和６年度 割合	令和６年度 前年度比
① 調達案件数	183件	―	205件	―	+22件
② ①のうち、加点項目を設けた数	―	―	151件	73.7%	―
③ ②のうち、デジタル・スタートアップの応札があった案件数	―	―	23件	11.2%	―
④ ③のうち、デジタル・スタートアップの落札者数	8件	4.4%	13件	6.3%	+1.9%pt

※調達案件数 ：総合評価方式及びプロポーザル型企画競争の件数
※令和６年度中の契約より、評価制度を用いた加点項目が設けられている

成果

- デジタル庁内における令和6年度の調達案件205件のうち、6.3%にあたる13件がDSUの落札で、令和5年度から1.9ポイント増加した

今後の方針

- 今後、各府省等における実績についても集計を行い、引き続き注視する

参考：デジタル社会推進会議幹事会「デジタル・スタートアップの公共調達参入機会拡大に向けた情報システムに係る調達における評価制度の実施要領」
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/883b9dc1-3155-4a26-a0cc-c2b5fb0d41d1/c80e07eb/20240115_procurement_outline_01.pdf

③中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大

主な取組成果（令和6年度の取組）

● プロポーザル型企画競争方式の導入による中小・スタートアップ企業等の参入促進

- 事業者からの企画提案を評価し、最も評価の高かった者を選定するプロポーザル型企画競争方式を令和5年度に導入した。

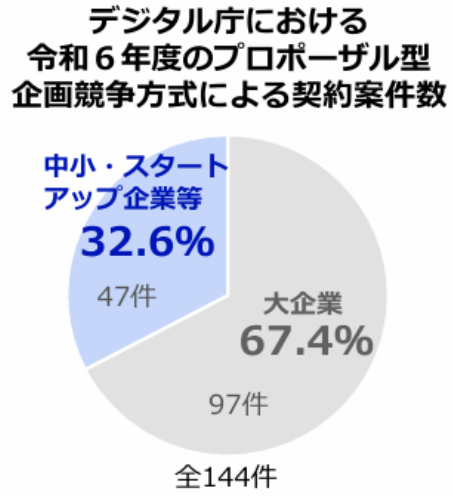

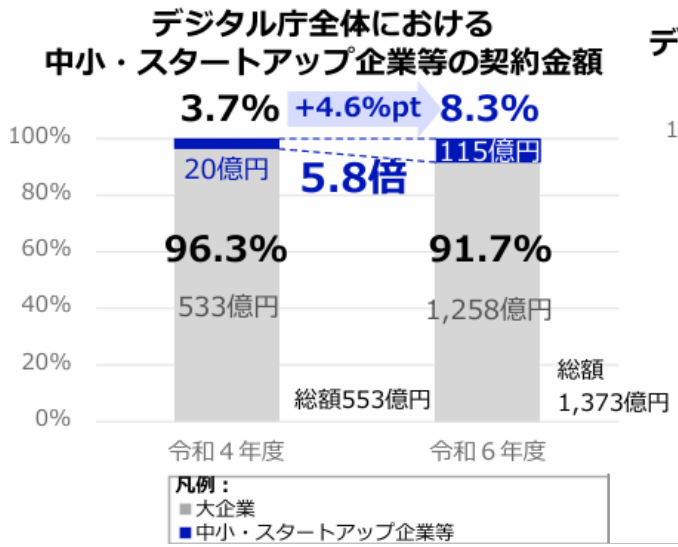

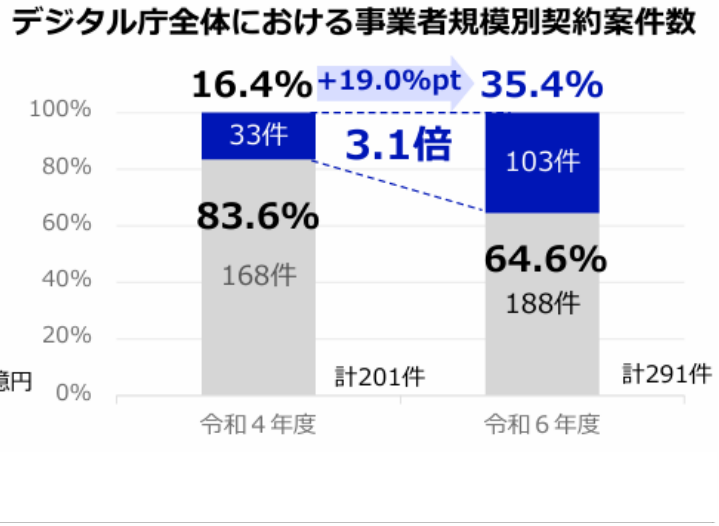

成果

- 令和6年度調達案件291件のうちプロポーザル型企画競争方式は144件にのぼり、うち中小・スタートアップ企業等の契約案件数が47件（32.6%）、契約金額が約85億円（15.6%）を占めた
- 令和6年度調達案件において、導入前の令和4年度比で中小・スタートアップ企業等の契約金額が5.8倍、契約件数（契約実績）は3.1倍に増加した

今後の方針

- プロポーザル型企画競争方式の継続的な活用と実績のモニタリングを行い、中小・スタートアップ企業等の参入及び契約機会のさらなる拡大を図る

③中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大

主な取組成果（令和6年度の取組）

● DMP本格運用に向けた調整、DMPカタログサイトのリリース

- 国及び地方公共団体が、DMPを活用するに当たり必要となるWTO協定、自主的措置、会計法令等との整理を各府省等と行い、DMPを利用した調達の場合、指名競争入札及び随意契約により契約を行えるよう、調整を行った。
- また、DMPを利用した調達手続に係る事務処理を標準化・定型化した「調達利用ガイドブック」を始めとしたガイドライン等を、各利用者（国、地方公共団体、事業者）向けに作成し、それぞれ説明会を開催し、本格運用に向けた周知を行った。

DMPによるIT調達（概要）

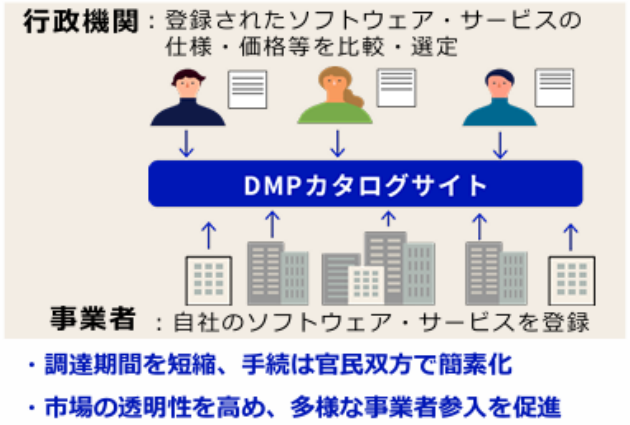

・調達期間を短縮、手続は官民双方で簡素化
・市場の透明性を高め、多様な事業者参入を促進

DMPカタログサイトへの登録状況

登録されているソフトウェアの事例

・業務プロセスのデジタル化
・データ可視化、データ連携
・防災の情報集約・通知
・地理情報の共有
・ノーコード・ローコード開発
・生成AI
・ナレッジマネジメント　など

DMP利用促進に向けたPR

DMP利用に必要な各種ドキュメント※の他、上記PRリーフレットを活用しDMPの利用を促進。

※参照・行政機関等向けご利用ガイド
・事業者向けご利用ガイド

成果

- 令和7年7月時点のDMPカタログサイトへの登録事業者数：280、ソフトウェア数：360、サービス数：139、行政ユーザー数：362となった

今後の方針

- 事業者によるソフトウェア・サービスのさらなる登録促進、国及び地方公共団体のDMPを活用した調達利用の促進のため、引き続き周知と広報活動を継続する

③中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大

主な取組成果（令和7年度の取組）

● デジタルマーケットプレイスを活用した調達の実績

- 令和7年12月、最適な利用者画面提供を可能とし、利用者体験を向上させるため、企画検討と製品選定の画面及び機能を分離するなどユーザーのさらなる利便性向上を目的とした機能追加のリリース（UI/UXの向上等）を実施した。

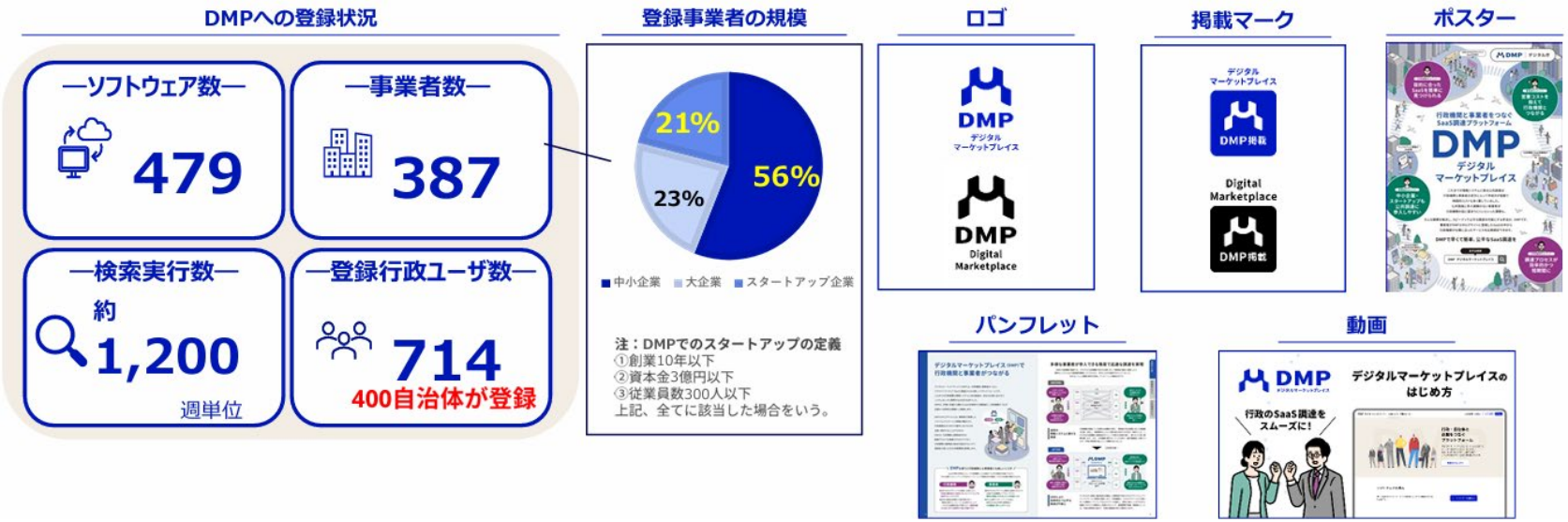

成果	今後の方針
• 令和8年3月末時点の事業者数：387（7割以上が中小・スタートアップ企業）、ソフトウェア数：479、行政ユーザー数：714、調達実績数：6件（自治体4、中央省庁2）	• DMPに対応した調達ルールの見直しの可能性を検討する • SaaSを提供する中小・スタートアップ等の事業者による公共調達の参入促進に向けた広報コンテンツを公表 • DMP掲載マークによる公共調達市場でのPR資材の提供やイベント、メディアを通じて、行政機関及び事業者へのさらなる認知の拡大を目指す

③中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大

主な取組成果（令和7年度の取組）

● デジタルマーケットプレイス活用対象拡大に向けた実証事業

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の「重点政策一覧」に基づき、独立行政法人等外郭団体における、DMPを活用した調達の課題を整理し、展開方策の検討を行うため、令和7年度においては、「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）」を対象に実証事業を行った。

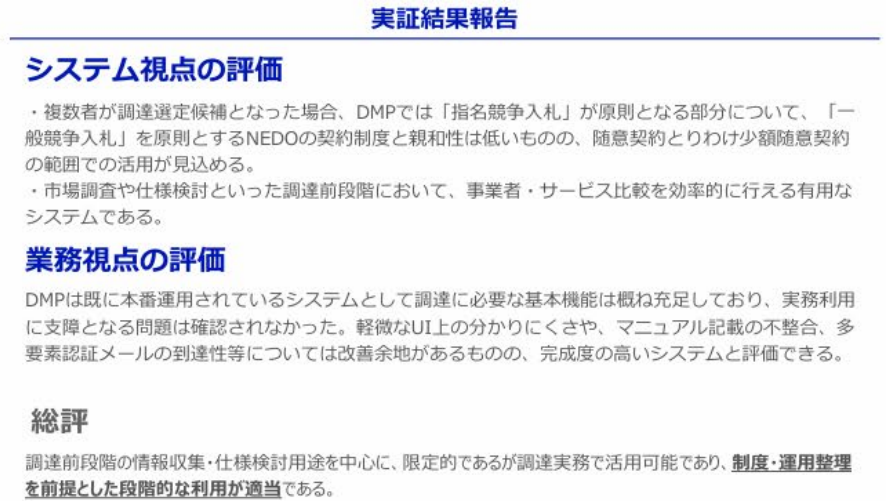

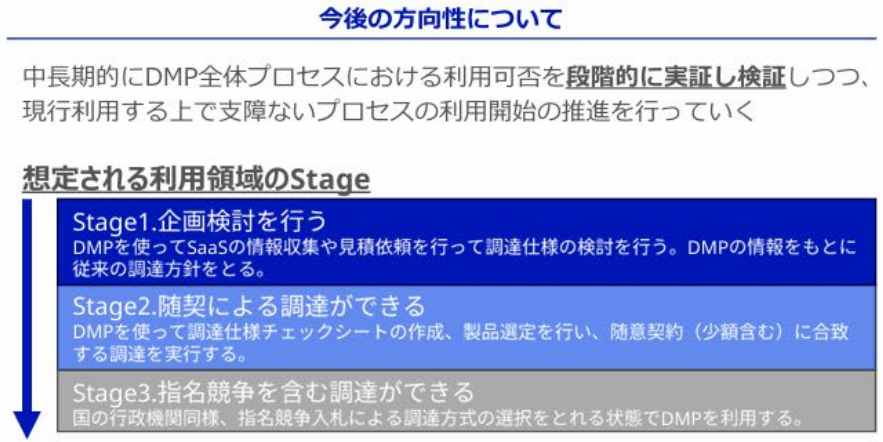

成果

- システム面では利用上の支障はなく、調達前段階における事業者・サービス比較に有用と評価。一方、複数者が候補となる場合の指名競争入札は、一般競争入札を原則とする契約制度との親和性が低いと評価

今後の方針

- まずは業務上支障のない範囲での利用を推進し、「国及び地方公共団体」が利用可能な範囲までの利用可否については、中長期的に実証し検証していく

③中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大

主な取組成果（令和7年度の取組）

● DSU加点措置の効果検証

- DSUからの調達機会を拡大するため、情報システムに係る調達のうち総合評価落札方式においてDSUを加点評価する評価制度を整備し、令和6年度より各府省等において運用を開始した。

令和６年度の各府省等（デジタル庁含む）におけるDSU評価制度導入状況

※令和７年度に各府省等へ展開したプロポザール型企画競争の調達案件は集計対象外

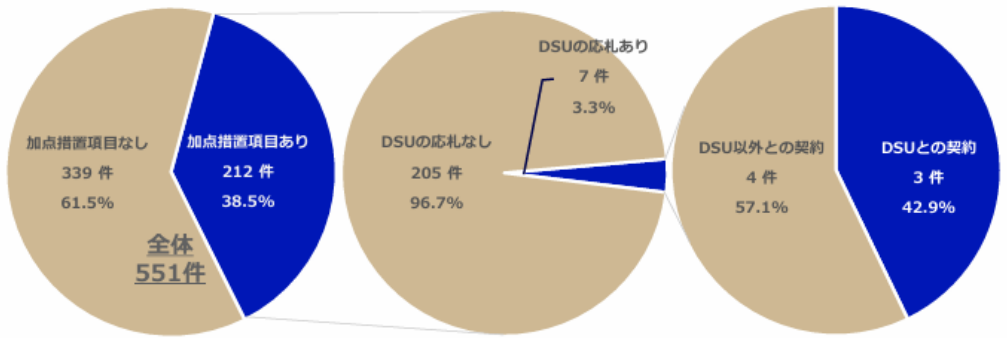

デジタル庁におけるDSU評価制度の導入状況（令和６-7年度）

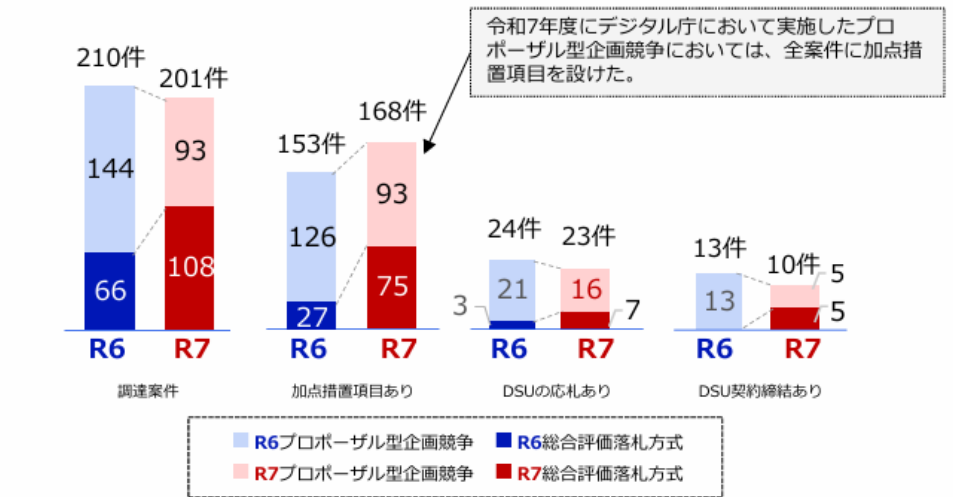

成果

- 令和6年度の各府省等（デジタル庁を含む）の導入状況・実績として、DSU加点制度の導入が進んだ一方、DSUの応札・契約実績は限定的であった
- 令和6年度と令和7年度におけるデジタル庁における導入状況・実績の推移としては、加点項目を設けた調達が増加した一方、DSUの応札件数は横ばいとなった。なお各府省の実績は、令和8年9月現在、フォローアップ中である。

今後の方針

- DSUの応札件数が横ばいとなっている要因を分析し、評価制度の周知や参入支援を強化するとともに、各府省等の導入実績及びDSUの応札・契約状況を継続的に検証する

過年度施策の概要

令和6年度・令和7年度に行われた取組の概要

施策の方向性	令和6年度の取組	令和7年度の取組
①機動的・柔軟な調達手続の改善	✓ 政府調達手続に関する運用指針の改正 ✓ 英国等のDMP調査研究 ✓ オープンソース化・アジャイル調査研究	✓ アジャイル開発の利用環境整備 ✓ オープンソース化・OSS利活用の推進 ✓ アジャイル開発における準委任契約のあり方 ✓ 年間調達計画の内容充実 ✓ 総合評価落札方式1：3の見直し ✓ 電子調達システム（GEPS）を通じた電子契約書の締結率向上の取組
②システム調達における発注者側の能力向上	✓ 相談窓口対応の継続 ✓ 調達仕様書と要件定義書の標準テンプレート改訂	✓ 発注者能力向上を目的としたデジタル庁内での研修開催、相談窓口対応 ✓ 令和7年度 国内主要産業における情報システムの開発・運用保守等に係るコスト抑制策の事例研究 ✓ 業界団体を対象とした情報システム調達改革に係るアンケート調査 ✓ 調達資料等の標準テンプレートに関連する新規資料作成
③中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大	✓ DSU企業加点措置の各府省等実施 ✓ プロポーザル型企画競争方式の各府省等展開 ✓ 損害賠償請求規定の上限設定（一部限定） ✓ DMP本格運用に向けた調整	✓ DMPを活用した調達のさらなる普及促進 ✓ DSU加点措置の効果検証 ✓ 損害賠償金額の上限設定
④ベンダーロックインの排除	✓ 防止のためのチェックリストの活用促進 ✓ プロポーザル型企画競争方式の活用や調達仕様書テンプレート等の導入	✓ ベンダーロックイン排除に向けた取組
⑤内部統制等による透明性の確保	✓ 相談窓口対応の継続（再掲） ✓ 技術的対話方式の各府省等展開 ✓ デジタル庁内の変更契約の運用マニュアル改訂	—

④「ベンダーロックインの排除」についての今後の方向性

全体の方向性

- ✓ 一者応札割合は減少しているため、取組の結果適切な調達が行われたかの検証フェーズへと移行する
- ✓ 企画競争方式で採用された企業によるロックインを防止する取組を検討する

特に注力する取組

チェックリストの活用	✓ 一者応札防止にどの程度寄与しているかの効果検証を行う ✓ システム運用後のロックイン防止を見据えたチェックリストの更新を行う
プロポーザル型企画競争方式	✓ 一者応札防止にどの程度寄与しているかの効果検証を行う ✓ システム運用後のロックイン防止を考慮して評価項目等を刷新する

④ベンダーロックインの排除

主な取組成果（令和6年度の取組）

● ベンダーロックイン排除に向けた各種取組

- ベンダーロックイン防止チェックリストの活用を継続した。
- 令和7年度より各府省等で普及・促進を図るため、デジタル庁の「プロポーザル型企画競争マニュアル」について、各府省等への説明会を開催し周知を行った。

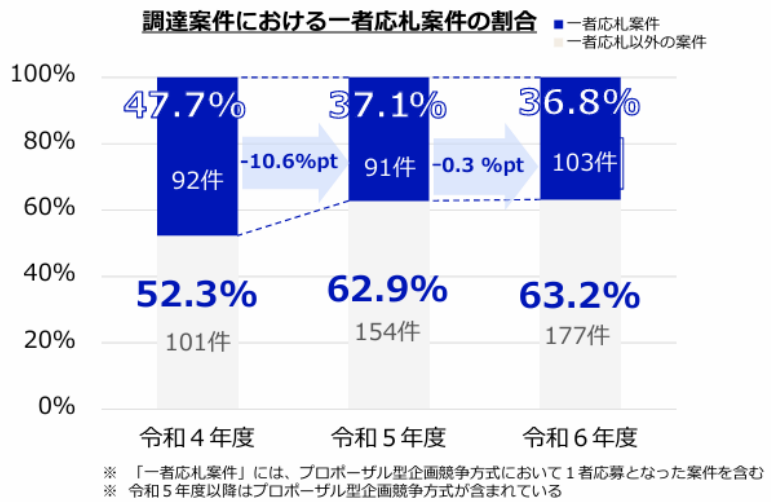

プロポーザル型企画競争マニュアルの整備

- プロポーザル型企画競争方式を情報システムの調達に適用できるよう、事務処理を標準化・定型化した手引き書を整備した。
- 各府省等がプロポーザル型企画競争方式を検討する際の参考として活用することができるよう、各府省等に共有を行った。

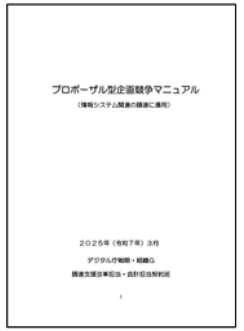

プロポーザル型企画競争マニュアル

マニュアル記載の目次抜粋

1. 情報システム調達における企画競争の適用
2. 関係法令等との関係
3. プロポーザル型企画競争による調達方法選択ための基本的な考え方
4. 情報システムに係るプロポーザル型企画競争選択の留意点
5. 設計開発／調査研究
6. 調達手順のイメージ
7. 企画競争実施のための公平性・透明性の確保
8. 企画競争実施のための調達手続

成果

- 令和6年度の一者応札案件の割合は36.8%となり、令和5年度から0.3ポイント減少した。プロポーザル型企画競争方式を導入した令和5年度以降、一者応札案件の割合は低下傾向となっている
- マニュアルが事務処理の効率化に寄与した

今後の方針

- プロポーザル型企画競争方式の効果を中期的に観測する

④ベンダーロックインの排除

主な取組成果（令和7年度の取組）

● ベンダーロックイン排除に向けた各種取組成果

- 令和5年度以降ベンダーロックイン防止チェックリストの活用及びプロポーザル型企画競争を導入した。

競争性のある契約案件の推移

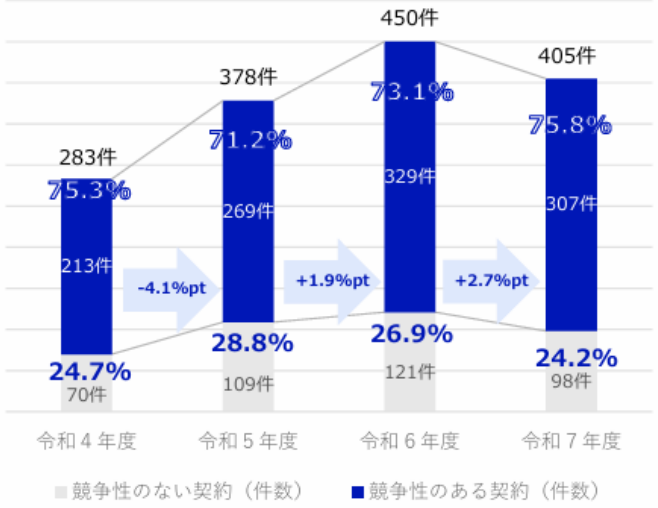

※ 競争性のない契約＝特命随契
※ 競争性のある契約＝一般・指名競争入札、 プロポーザル型企画競争等

競争性のある契約のうち１者応札案件の推移

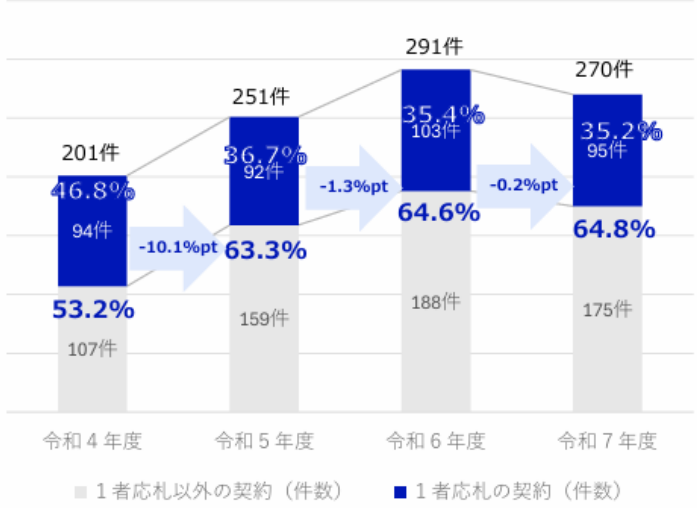

※「一者応札案件」には、プロポーザル型企画競争方式において１者応募となった案件を含む
※ 公募随契、不落随契を除く

（参考）ベンダーロックイン排除の取組

①ベンダーロックイン防止チェックリストの活用
⇒ベンダーロックインの懸念がないかチェックリストで把握し、結果として１者応札になった場合はヒアリングを実施。

②プロポーザル型企画競争
⇒情報システム調達において、新規性・創造性を生かした高度な技術力や専門性を持っている中小スタートアップを含む幅広い事業者の参入を促す取組。

※令和８年度以降も有識者検討会の内容を踏まえて、ベンダーロックインの取組を進めていく予定。

成果

- 令和5年度以降、「競争性のある契約」の割合が増えており、ベンダーロックイン排除の取組が成果に結びついていると考えられる
- 競争性のある契約のうち一者応札の割合については、令和4年度以降、継続して減少傾向となっている

今後の方針

- 令和7年度にプロポーザル型企画競争を各府省に展開しており、令和8年度においてはフォローアップ内容を検証して、その政策的効果を検討することを想定している

過年度施策の概要

令和6年度・令和7年度に行われた取組の概要

施策の方向性	令和6年度の取組	令和7年度の取組
①機動的・柔軟な調達手続の改善	✓ 政府調達手続に関する運用指針の改正 ✓ 英国等のDMP調査研究 ✓ オープンソース化・アジャイル調査研究	✓ アジャイル開発の利用環境整備 ✓ オープンソース化・OSS利活用の推進 ✓ アジャイル開発における準委任契約のあり方 ✓ 年間調達計画の内容充実 ✓ 総合評価落札方式1：3の見直し ✓ 電子調達システム（GEPS）を通じた電子契約書の締結率向上の取組
②システム調達における発注者側の能力向上	✓ 相談窓口対応の継続 ✓ 調達仕様書と要件定義書の標準テンプレート改訂	✓ 発注者能力向上を目的としたデジタル庁内での研修開催、相談窓口対応 ✓ 令和7年度 国内主要産業における情報システムの開発・運用保守等に係るコスト抑制策の事例研究 ✓ 業界団体を対象とした情報システム調達改革に係るアンケート調査 ✓ 調達資料等の標準テンプレートに関連する新規資料作成
③中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大	✓ DSU企業加点措置の各府省等実施 ✓ プロポーザル型企画競争方式の各府省等展開 ✓ 損害賠償請求規定の上限設定（一部限定） ✓ DMP本格運用に向けた調整	✓ DMPを活用した調達のさらなる普及促進 ✓ DSU加点措置の効果検証 ✓ 損害賠償金額の上限設定
④ベンダーロックインの排除	✓ 防止のためのチェックリストの活用促進 ✓ プロポーザル型企画競争方式の活用や調達仕様書テンプレート等の導入	✓ ベンダーロックイン排除に向けた取組
⑤内部統制等による透明性の確保	✓ 相談窓口対応の継続（再掲） ✓ 技術的対話方式の各府省等展開 ✓ デジタル庁内の変更契約の運用マニュアル改訂	―

⑤「内部統制等による透明性の確保」についての今後の方向性

全体の方向性

- ✓ 他の4つの施策の方向性が進展している状況に鑑み、これらを支える土台として本格整備を行う
- ✓ AI・アジャイル開発等の次代の変化を受ける中で、どう透明性を確保するか検討する

特に注力する取組

意思決定の透明化	✓ 調達におけるベンダー決定の判断根拠の明確化などを通じて、意思決定の背景が見える形にする
取組のモニタリング	✓ 技術的対話方式・変更契約の標準化など、これまでの取組が透明化に寄与しているかの継続的な確認を行う

⑤内部統制等による透明性の確保

主な取組成果（令和6年度の取組）

● 技術的対話方式の各府省等展開

- 情報システムの調達に当たり、事業者との技術的対話を行った上で調達仕様書を確定して調達を行う方法（技術的対話方式）について、令和2年度に導入し、一部の各府省等においては、デジタル庁が伴走しながら試行運用が実施されてきた。
- 令和7年度より、各府省等の判断で、自走して技術的対話方式による調達が可能となるよう、「技術的対話による調達・契約方法に関する手引」を改訂して、本格運用を開始し、普及・促進を図るため、制度について周知を実施した。

技術的対話方式による調達の導入背景

情報システムの調達においては、調達手続を開始する前に、仕様内容を詳細に確定させることが必要であるが、それが困難な場合もあり、**行政と事業者にとって最大限の価値を生み出すためには、政策課題を共有し、対話を通じて相互理解を深めた上で調達することが重要**である。

技術的対話について

「**技術的対話**」とは、事業者との対話において、
① 技術提案の改善・再提出を求め、技術提案を改善させ、コスト削減案を提示させる（**総合評価落札方式**）、又は
② 提案内容と価格の交渉を行う（**企画競争**）
ものである。

調達手順のイメージ

【総合評価落札方式】

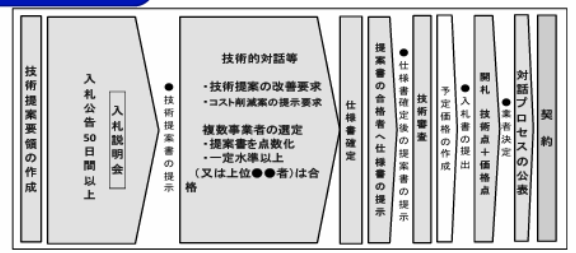

【企画競争】

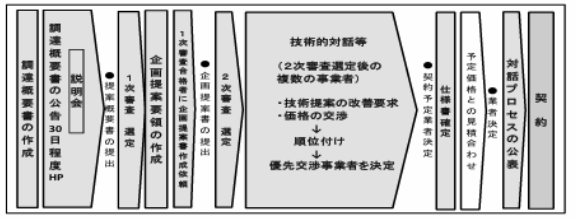

成果	• 技術的対話方式の各府省の調達の自走のための制度が整えられた
今後の方針	• 活用状況をモニタリングしつつ、適切な活用に当たり必要なサポートを確認・検討する